

官報

昭和四十年八月七日

第四十九回 衆議院會議録 第五号

昭和四十年八月七日(土曜日)

議事日程 第五号

昭和四十年八月七日

午後二時開議

- 第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
- 第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
- 充春對策審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
- 在外財産問題審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
- 蚕糸業振興審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
- 畜産物價格審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
- 甘味資源審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

昭和四十年年度一般會計補正予算(第1号)
日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
日程第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
充春對策審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
在外財産問題審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
畜産物價格審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件
甘味資源審議會委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、海外移住審議會委員に參議院議員青柳秀夫君、充春對策審議會委員に本院議員松山千恵子君、參議院議員柏原ヤス君、同田中寿美君、在外財産問題審議會委員に參議院議員青木一男君、同大和与一君、蚕糸業振興審議會委員に本院議員小淵恵三君、參議院議員鈴木強君、同八木一郎君、畜産物價格審議會委員に本院議員伊東正義君、參議院議員温水三郎君、甘味資源審議會委員に參議院議員谷口慶吉君を任命するため、それぞれ国会法第三十九條但書の規定により本院の議決

を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

昭和四十年年度一般會計補正予算(第1号)
○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、昭和四十年年度一般會計補正予算(第1号)を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
昭和四十年年度一般會計補正予算(第1号)を議題といたします。

昭和四十年年度一般會計補正予算(第1号)

右

国会に提出する。
昭和四十年七月二十三日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

昭和四十年年度一般會計補正予算
予算總則補正
第1条 既定の昭和四十年年度歳入歳出予算總額を下記のとおり補正する。

区 分	歳 入	歳 出
昭和四十年年度歳入予算總額	3,658,080,318,000	3,658,080,318,000
補 正 追加額	21,534,947,000	21,534,947,000
改訂昭和四十年年度予算總額	3,679,615,265,000	3,679,615,265,000

上記補正額の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の

区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。

第2条 歳入予算補正の明細は、別に添附する「歳入予算補正明細書」に掲げる。

第3条 歳出予算補正の内訳は、別に添附する大蔵省所管の「予定経費補正要求書」に掲げる。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

大 蔵 省 所 管

(追加額)

(部) 雑 収 入 金

(款) 納 付 金

(項) 日本銀行特別納付金

(款) 諸 収 入

(項) 外国為替資金受入

歳 出

(追加額)

(部) 大 蔵 本 省

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

(項) 国庫通算基金及国際復興開発銀行出資経費

21,534,947,000
5,379,152,000
16,155,795,000
16,155,795,000

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。予算委員長青木正君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔青木正君登壇〕

○青木正君 ただいま議題となりました昭和四十年年度一般会計補正予算(第一号)につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本補正予算は、去る七月二十三日予算委員会に付託され、三十一日政府から提案説明があり、八月四日から審議を行ない、本日、質疑を終了して、討論採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要を申し上げますと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への追加出資に要する経費二百十五億円を歳出に追加することと、その財源として日本銀行特別納付金五十四億円及び外国為替資金受け入れ百六十一億円を歳入に追加するものであります。この補正により、昭和四十年年度一般会計予算額は、歳入歳出とも三兆六千七百九十六億円となるのであります。

次に、予算委員会の審議の経過を申し上げます。審議は、補正予算に関連して、財政経済問題をはじめ、内政、外交各般にわたり、きわめて熱心に行なわれました。

まず、当面の経済不況対策につきましては、「政府は当面の不況現象を金融引き締めによる一時的現象であるとの見解をとっているようであるが、年初来一連の金融緩和措置を講じているにか

かわらず、事態はますます悪化し、特に中小企業の倒産は増加しつつある。政府の経済の実態に対する認識は甘いのではないかと。政府の目標としていた安定成長とは、どのような構想であり、また、成長率は何の程度を目標としているのか。不況回復の時期及び安定成長に入る時期はいつごろか。苦境にある中小企業の倒産防止対策についてはどうか。最近、景気不振のため、新規採用の取りやめ、従業員の解雇、賃金のストップ等を主張している向きもあるが、政府の見解はどうか。」との趣旨の質疑に対し、政府から、「経済の現況は、高度成長からかみ出し出されたひずみの問題と金融引き締めとがからみ合い、事態を複雑にしているが、根本は需給のアンバランスである。しこうして、これが対策を講ずるにあたつて、政府は、当面の不況克服と、不況克服後の安定成長の確保との二つの問題に分けて考えている。まず、不況対策としては、一連の金融緩和措置を講ずるとともに、財政の繰り上げ支出、財政投融資の増額等により、経済の隘路となつてゐる住宅、輸送設備等の建設を促進し、これにより民間経済に浮揚力をつけ、経済の好転を待ち、次いで安定成長と真剣に取り組み所存である。安定成長の目標は、基本的に、国際収支と物価の安定を軸とし、できる限り経済の谷と山とがなないようにし、インフレでなく、デフレでもないような経済を運営することである。この際の成長率は、おおむね七、八％程度と想定されるが、成長率の問題より、経済の各部門の均衡を保持することが、より一層重要である。当面の景気回復は年末ごろを目途とし、また、安定成長の時期は明年を目途として努力している。中小企業対策としては、中小三金融機関の資金量の増加、償還期限の延長等を行なうほか、各地方に金融懇談会を設け、倒産防止に極力つとめ、また、事業のあつせん等も行なつてゐる。また、雇用の安定は安定成長の重要な要素でもあるので、人員の整理、賃金のストップ等を行ない国民生活を混乱せしめることのないよう配慮している。」との趣旨の答弁が行なわれました。

次に、財政問題につきましては、「本年度において、本補正予算のほか相当多額の歳入追加が見込まれる反面、歳入面においても多額の不足が生ずると思われるが、財源の調達をどうするのか。この場合、財政法の改正を行なうのか。もし公債を発行するとすれば、首相のさきの国会における昭和四十三年度まで公債を発行しないとの言明に反するのではないかと。また、赤字公債の発行はインフレを招来し、健全財政をくずすのではないかと。明年度においても三千余億円の財源増加を要するものと予想されるが、その財源措置をどうするのか。もし財源を公債発行によるとするならば、公債発行を可能ならしめる環境の整備についての具体策があるか。また、経済界が再び過当競争におちいぬ措置として、大企業に対する金融規制する意思があるか。」との趣旨の質疑に対し、政府から、「本年度は、異常な状態にあり、すでに相当巨額の歳入増、歳入欠陥の生ずることが予想されるが、この場合、通常の財源をもつてはまかない切れないので、何らかの形で借入れをしなければならぬと考えている。その形式は、公債発行によるか、借入れ金とするか、目下検討中であり、財政法の改正についても、検討の上、結論を出す所存である。また、さきの国会における首相の答弁は、中期経済計画に根拠を置いて答弁したため、ことが足らなかった。公債の発行によるインフレの懸念については、経済の現況は、生産は横ばいしない弱含みの状態にあるので、多少の追加信用があつてもインフレにならぬと確信している。明年度は、社会開発、減税等のため公債発行を考えているが、赤字公債は考えていない。すなわち、公債は市中消化によることとし、健全財政の方針はどこまでも貫き通す所存である。公債発行のための環境整備のうち最も大切なことは、物価の安定と国民の貯蓄である。これと同時に、公社債市場の整備とともに金利政策も慎重に検討しなければならぬが、なかならず預金金利については、公社債市場整備に先立って検討しておかなければならぬ問題

である。また、金融規制は業界の自主的調整にま
つこととし、法的措置は目下考慮していない。」と
の趣旨の答弁が行なわれました。

以上のほか、ベトナム紛争、日韓交渉、対中共
政策、沖縄対策、国際通貨、対共産圏及び対米貿
易、安保条約の事前協議の範囲等の対外問題をほ
じめ、物価、国際収支、中小企業金融、石炭対
策、農業政策、航空行政、繊維産業対策、第三次
防衛計画、公務員給与、三公社の労働関係、医療
保険、参議院選の選挙違反等の諸問題について、
多岐にわたる質疑が行なわれましたが、その詳細
は会議録をごらん願うことといたしまして、報告
を省略させていただきます。

かくて、本日、質疑終了後、討論に入り、日本
社会党反対、自由民主党賛成、民主社会党反対の
討論があり、採決の結果、本補正予算は多数を
もって政府原案のとおり可決されました。
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次
これを許します。川俣清君。

〔川俣清君登壇〕
○川俣清君 私は、日本社会党を代表いたしま
して、ただいま議題となりました昭和四十年年度補
正予算(第1号)に対する反対の討論を申し上げます。
(拍手)

まず初めに、私は、今日の財政の破綻をもたら
した自民党政府の責任を糾弾したいと思いま
す。(拍手)

自民党政府は、経済高度成長政策を推進する大
きな柱として、財政の規模を無軌道に膨張させる
政策をとってまいりました。すなわち、金づくり
政策と称して、毎年の予算編成にあたっては、い
わゆる租税の自然増収をぎりぎり一ぱいに見込
み、これを繰り込んで予算の規模を大幅に拡大し
てまいりました。予算の規模の対前年比の拡大率
は、はなはだしい場合は二四％にものぼったので
あります。また、財政投融資の規模も、対前年比
の拡大率が、毎年二〇％をこえております。いわ

ゆる経済成長率を上回ったこのような財政規模の
放漫な拡大は、だれが考えましても、早晚破綻す
ることは明らかであつたのであります。(拍手)
毎年の予算の審議にあたって、わが党はこのこ
とを繰り返し指摘し、警告してまいりました。す
なわち、わが党は、税制の面においては、租税特
別措置のうち、特に大企業に対しての特権的に認め
られている減免税の恩恵を廃止し、利益配当課税
の特別優遇措置を廃止し、また、高額所得者が、所
得や資産の捕捉を免れているのを適正に捕捉して
、国の税収をしつかり確保することを主張して
まいりました。(拍手)

歳出の面においては、国防衛に何ら役立たぬ
防衛費の削減をはじめ、公共事業関係予算の入札
制度を改正して、少ない資金で大きい事業効果を
おさめること、その他、不急不要の予算は、たと
い既定経費であろうとも、大胆に削減し、そのか
わり必要な新規経費は思い切つて計上して、予算
の弾力性を確保することを主張いたしてまいりま
した。

しかるに、自民党政府は、このわが党の警告に
耳を傾けることなく、無謀な多数を頼んで放漫予
算を押し切つてまいつたのであります。そして、
国の予算の重点を独占資本の設備投資の資金に集
中してきたのであります。

その結果、今日の事態はいかがでございましょ
うか。一方では、日本の経済は、過剰生産恐慌の
性格を持った慢性不況に突入し、長期にわたる不
況のなべ底に停滞いたしております。他方では、
インフレによる急速な物価騰貴が続ぎ、また、経
済の格差とひずみが各方面に拡大いたしておりま
す。そしてその経済不況の背景のもとに、いまや
税収が伸び悩み、大きな歳入欠陥となつてあらわ
れてきておるのであります。議会政治は、多数決
の原則の上に立つものでありますが、単なる多数
決は常に真理を代表し得るものでないことを、以
上の経過が明らかに物語つておるのであります。
(拍手)

私は、わが党の警告を無視した自民党政府の責
任を、ここに強く糾弾いたしたいと思います。

ことに私は、昭和四十年年度歳入見積もりの大き
な狂いを問題といたさなければならぬと思いま
す。さきの佐藤内閣の田中大蔵大臣は、昭和四十
年度予算の編成にあたり、一方では財源難を口実
にして、国民大衆への予算の支出を切り詰めたが
ら、与党と圧力団体の復活折衝に対しては、約一千
億にのぼる無軌道な復活を認め、もつて、今日の
三兆六千五百億の予算を編成したのでございま
す。ところが、この予算の成立直後に、たちまち
財源不足の見通しに立つて予算の削減凍結を行な
い、その後不況対策の景気刺激のために、今度は
一割凍結を解除して予算の繰り上げ支出をきめ、
そして、いまや四十年年度の税収欠陥が約二千億に
のぼると騒ぎ立てて、それを補うために公債を発
行するか、借り入れ金を行なうかといふところま
できております。およそ一年間に税収入の見込み
が二千億も食い違うといふことは前代未聞のこと
でありまして、その政治責任はまことに重大だと
いふなければならぬと思ひます。(拍手)佐藤内
閣は総辞職して、すみやかに国民の前に陳謝すべ
きであると存じます。田中角榮前蔵相は、頭をま
るめて深く謹慎すべきでなからうかと存じます。

(拍手)この責任を忘れて、公債発行で国民にイン
フレの犠牲を転嫁して矛盾をこまかそうとする政
府・与党の態度こそ、まさに政治道義の退廃のき
わみといふなければならぬと思ひます。

次に、申し述べなければならぬことは、補正
予算(第1号)の基本的な性格であります。

この補正予算の趣旨は、要するに、国際流動性
に対する需要の増大に対処するため、国際通貨基
金及び国際復興開発銀行への出資を増額するとい
うのであります。そのやり方を見ると、国際通貨
基金は、全加盟国に対して一律に現在の出資額の
二五％の増額を割り当て、そのほか日本など十
六カ国に対しては、特別の出資増額を割り当てて
おります。次に、国際復興開発銀行は、全加盟国
への一律割り当てでなく、日本を含む十六カ国に
特別の増資を割り当てているのであります。わが

国では、これらの割り当てを受けて、今度の補正
予算で増資払い込みのため二百十五億の資金を計
上いたしておるのであります。

そこで、この際考えなければならぬことは、
このたびの国際通貨基金と国際復興開発銀行の出
資増額がいかなる意味を持つものであるかという
ことである。いわゆる国際流動性の不足という
ことが国際間の論議の焦点となつております
が、これは端的に言うならば、ドルとポンドの危
機といふことであります。そのドルとポンドの危
機をささえるために、国際通貨基金と国際復興開
発銀行の手持ち資本を増額しようとするのがこの
たびの増資取りきめでございましょう。

一体、わが国がどうしてこのような増資と取り
組まなければならないのか。ドルとポンドの防衛
に協力しなければならぬ筋合いがあるのであり
ましようか。

そもそもわが国の経済は、戦後マッカーサーの
占領下にドル三百六十円の為替レートを設定さ
れて以来、一貫してドルへの従属のもとに置かれ
てまいりました。すなわち、日本の対外貿易は太
平洋を越えてアメリカに結びつけられ、その貿易
は大きな輸入超過をしいられ、日本からアメリカ
への輸出は、いろいろな名目で不当な制限を受け
ておるのであります。(拍手)その反面では、わが
国の隣国である中国、朝鮮、ソ連等の社会主義諸
国との貿易は、アメリカによつてきびしい干渉と
制限を加えられております。そのため日本の貿易
収支は慢性的に赤字となり、この赤字をカバーす
るためにアメリカの特需や借款に依存せざるを得
ない結果となつております。経済的にドルに依存
を余儀なくされるばかりでなく、その関連でアメ
リカの戦争政策に巻き込まれるという結果を必然
的に受けてまいりました。しかも、こうしたドル
依存の状態をアメリカが日本に強制しているばか
りでなく、自民党政府もまた進んでこれを受け入
れているのであります。

戦後二十年間の日本経済のゆがみと国民生活の
苦しみの責任は、こうした誤った政策によるもの

であります。アジアの戦争の危機と重大な経済不況の危機に見舞われている今日こそ、わが国は断固としてドル依存から脱却し、平和と中立と経済自立の道へ転換し、それによって経済の不況を打開すべき好機であると存じます。

このときに、どうしてわれわれが貴重な国民の資金を供出してドル危機の救済に大馬の労をとる必要があるでしょうか。断じて私はその必要を認めません。

また、かつてあれほどに世界を制覇した国際通貨であったドルやポンドが、今日のような危機を伝えられるようになったのでありましょうか。それは世界の資本主義諸国の間における経済的実力の関係に大きな変化が起こったということが最大の理由でありましょう。しかし、それだけではない。アメリカがベトナムやドミニカをはじめとする侵略戦争を行ない、世界の至るところに軍事基地を配置していることにあります。そのために、アメリカの財政支出が膨張し、ドルが海外に流出して、ドルの値打ちを低下させておるのであります。イギリスもまた、マレーシアに見られるように、植民地支配を持続するために、シンガポールをはじめとする海外基地へ軍隊を派遣し、これがイギリスの外貨準備を減少させ、ポンドの国際信用を低下させる理由となっております。

もしアメリカやイギリスがこうした戦争政策をやめるならば、ドル危機、ポンド危機の状況はいまよりも相当好転することは明白であります。フランスがベトナムやアルジェリアから手を引き、植民地戦争をやめた後に、フランスの経済が大きく好転し、いまやフランスが金準備を大量に蓄積していることは周知の事実であります。

いまや日本政府のなすべきことは、率直にアメリカ、イギリスに向かって、ドル、ポンドの危機を克服したいと思ふならばフランスを見ない、アジアにおける戦争政策をやめるよう勧告すべきであります。(拍手)これこそ友邦国としてなすべき忠告であります。政府は、こうした正当な主張を行なうことができます、二百十五億の国民の

資金を供出しようとしております。わが党は、国民の声を代表して、かかる補正予算は断じて承認できないことを、ここに明らかにするものであります。

最後に、私は、この補正予算の財源調達の方法について申し述べたいと思います。

二百十五億の財源は、一つは日本銀行の所有する金地金及び金貨の再評価差額五十四億圓を特別納付金として国庫に納付せしめ、もう一つは外国為替特別会計の資金の中から百六十一億圓を一般会計へ受け入れることといたしております。

このうち、特に問題の存するものは、外国為替資金の取りくずしであります。わが国経済の動向が貿易に依存するところをきわめて大きいことはいまさら申し上げる必要はありません。今後、日本の経済を繁栄せしめ、国民の生活を安定向上せしめるには、当然貿易の規模を拡大していかなければなりません。その場合、輸出・輸入の規模の増大はそれに伴って大量の外国為替の流入、流出をもたらさしめよう。それに対して外国為替資金特別会計に十分な円資金のインベントリーがあつてこそ、外国為替の出入りに対応することができるのであります。そのためにこそ、われわれは過去において、昭和二十六年四月に旧外国為替特別会計から引き継いだ千二百二十四億圓の資産に加えて、その後一般会計からさらに千五百五十億圓の資金を繰り入れ、合わせて二千二百七十四億圓の蓄積資金をつくつたのであります。これこそ国民の血税の貴重な蓄積であります。

ところが、その後、昭和三十三年にインドネシアに対する焦げつき債権の棒引きに伴つて六百三十七億圓を取りくずして減資いたしております。このたびさらに百六十一億圓を取りくずしますと、資金の残額は千四百七十六億圓しか残らぬことになり、これを外貨に換算するならば、わずかに四億一千萬ドルにしかすぎません。すなわち、輸出の伸長によつて、あるいは外貨の導入によつて、外貨の受け取りがふえたと、外国為替資金の円資金は底をつき、外為証券を発行して日銀から

円資金を調達せざるを得ないことになるのであります。もちろん、外為証券はその性格上短期の証券ではあります。現下のインフレ傾向の強い状況のもとでは、これもまたインフレと通貨増発を刺激する要素となることは明らかであります。

したがって、このたびの補正予算における外国為替資金の取りくずしは、貿易拡大の見地から見ても、また、インフレ防止の見地から見ても、いずれの見地から見ても、今日の時代要請に逆行するものであります。わが党はこれを容認することはできないのであります。

以上、わが党の昭和四十年度補正予算(第1号)に対する反対の理由を申し述べまして、私の反対討論を終わる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 本島百合子君。

(本島百合子君登壇)

○本島百合子君 私は、民主社会党を代表いたしまして、政府から提出されました昭和四十年度補正予算案について反対の討論を行ないたいと存じます。

周知のように、このたびの政府提出の補正予算案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の増資に見合い、これに対する日本側出資額を二百十五億圓増額しようとするものであります。

このことは、わが国が国際連帯上の義務を履行するためにも、この措置自体に対し私は異論を唱えんとするものではありません。しかし、今回のこれに対する政府の財源措置は、財政法上違法とは言えないまでも、きわめて不健全な財政支出であり、今後の財源調達問題に大きな禍根を残すことは、きわめて明確であります。

すなわち、政府案によれば、その財源を、一方において日銀保有の金の帳簿価格を再評価すること、もう一方の手先の事務措置によつてごまかす一方、本来政策費として使われるべき重要な財源であるインベントリーの一部を取りくずすことによつて、これを穴埋めせんとしているものであります。このことは、明らかに、財源措置の基本原則である租税収入の自然増収など、健全かつ経常的收入に財

源を求めんとするものではなく、現在ある財源を無方針に放出することによつて一時的に問題を糊塗せんとする、不健全な財政政策の典型と申さなければなりません。(拍手)

本年度の財政を見ますときに、景気回復がおくれているために、税収は当初の見込み額より二億圓前後下回ると予想されております。したがって、政府は、財源調達にからむ公債発行の方針についても、本年四月に、昭和四十三年度までは絶対公債を発行しないと表明しながらも、この方針を基本的に変更して、去る五日の予算委員会において、同僚佐々木良作議員の質問に答へ、赤字公債発行を認めたということは、いかに佐藤内閣が経済の見通しを持たないかが、国民の前に明らかにされたと思うわけであります。今回のような国際通貨基金の増資払い込みのように、あらかじめ歳出されるべき時期がはっきりとしている案件に対してさえ、財政見通しのあいまいな歳入補正は、無責任きわまりない措置と断ぜざるを得ません。

したがって、このような財政政策に基づく補正予算編成には、わが党は絶対賛成することはできません。(拍手)

反対の第二の理由は、今四十九国会は国民が大きな期待を持って開催されたにもかかわらず、その国民の期待を裏切つたといふことであります。これまで、わが民社党は、七月国会を不況対策国会にするよう、一貫して強く主張してまいりました。いま、国民は、その階層の別なく、深刻な不況に悩まされ続けています。これにこたえる現時点での政府の施策は、文字どおり不況の苦境から国民を救済するための不況対策に集中されるべきであります。しかるに、政府は、今臨時国会において一片の不況対策を発表しただけで、これを裏づける何らの財政措置も講じようとしないのであります。これは明らかに国民の期待に対する裏切りと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政府も周知のとおり、今回の不況は、単なる循環的不況でなく、大企業経営の過剰投資を最大原因とする、企業、産業、金融につながる経済構造

全体の欠陥の行き詰まりによって引き起こされたものであります。したがって、不況を根本的に打開するためには、大企業の体質改善に根本的なメスを加えない限り、不況からの脱却は絶対不可能であります。そして、いまや九月の会社決算期を前にして、六、七月は急速に企業倒産が増加しております。倒産の半分は金繰りであります。昨年十一月ごろから本年一、二月にかけて中小企業倒産が激増したのと同じ現象がいま起こっているのではありませんが、政府はこの中小企業を見殺しにするつもりでありますか。不況対策をどこに置き忘れてまいったのでありましようか。

第三の理由は、今国会で当然審議すべきであったと思われる生産者米価の値上げ、公務員給与の引き上げ、さらには、地方公共団体の赤字補てん、並びに、医療費引き上げに伴う国民健康保険の国庫補助の増額と、これに対する国民負担の増加防止、かつまた、北海道、東北方面の冷害、全国的な豪雨被害による農業災害に対する復旧費の計上等を考へ合わせると、補正予算額は優に二千億円をこえると思はれてはなりません。政府はこの財源に苦しみ、今国会に提出できなかった不手ぎわは、経済、税収の見込みを誤ったもので、国民の政府・与党に対する信頼は地に落ちたといつても過言ではないと思つております。

第四の理由は、物価高に悩む労働者の生活安定をはかるべきでありましたが、佐藤内閣はこれに対する何らの具体的対策も講じようとはしないこととであります。物価は昨年比七％以上上昇し、基礎物価のつり上げで、労働者家計調査報告を見ても、実質収入が三・四％の減少となっております。さらに、中小企業倒産による失業者の純出と低所得層への転落があります。物価を抑え、減税による労働者の生活安定を推しはかるべき時期であるにもかかわらず、政府の無為無策は、今国会開催の意義を失わせているものであります。不明朗な三矢事件、吹原産業事件、山一証券問題と、国民に納得のいかぬ事件や、今回のベトナムに対する沖縄からの渡洋爆撃等、容易ならざる

日本の現状であります。しかるに、政府は、政治の姿勢を正すことを忘れ、これら内外の重要な諸情勢の中にあつて、いたずらに手をこまねき、抽象的な美辞麗句をもって国民の期待に背を向けていることは、きわめて遺憾と申さなければなりません。(拍手)

今回の政府補正予算は、まさにこうした佐藤内閣の無為無策を象徴するものであり、かかる国民の期待を無視した補正予算に賛成するわけには、とうていまいりません。(拍手)

私は、この機会に佐藤内閣に対しきびしい反省を求めるとともに、国民の素朴な期待にもつと政府が真剣な配慮を加えることを特に切望いたし、本補正予算案に対する私の反対討論といたす次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。
本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

【賛成者起立】
○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○議長(船田中君) 日程第一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年七月二十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第十三條第三項中「一億円」を「五億円」に改める。

第三十五條の六第一項中「札幌地方事務所」の下に「仙台地方事務所」を加える。

第三十五條の八中「二百六十六人」を「二百七十七人」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における会社規模の拡大に伴い、会社の株式保有及び役員兼任の制限に関する規定を整備するとともに、公正取引委員会の事務局に地方支部局として仙台地方事務所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。本案は、最近における会社規模の拡大に伴い、会社の株式保有及び役員兼任の制限に関する規定を整備するとともに、公正取引委員会事務局の機構の拡充をはかるものでありまして、そのおもな

内容は次のとおりであります。

第一は、株式所有報告書の提出義務を有する事業会社の総資産及び役員兼任について、届け出義務を有する会社の総資産を、一億円をこえる現行法のたてまえから、五億円をこえるときに改めること。

第二は、公正取引委員会事務局の地方支部局として仙台地方事務所を新設し、公正取引委員会事務局の定員を十一人増員して二百七十七人に改めること。

本案は、去る七月二十六日本委員会に付託され、七月三十一日安井総理事務局長より提案理由の説明を聴取し、八月五日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、公正取引委員会の機構拡充を要する附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
○議長(船田中君) 日程第二、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十年七月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、領事の分野における日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の関係を規定し、もつて両国の国民及び利益の保護を容易にするため、昭和三十九年五月四日に東京で、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約

日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、

約国の領域内における保護を容易にすることを希望して、領事条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国

外務大臣 大平正芳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(以下「連合王国」という。)

外務大臣 下院議員 リチャード・オース

ティン・バトラ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一部 適用及び定義

第一条

この条約は、次の領域に適用する。

(1) 連合王国については、連合王国及び連合王国政府が国際関係について責任を有するすべての領域

(2) 日本国については、日本国の領域

第二条

この条約の適用上、

(1) 「派遣国」とは、領事官を任命する締約国をいい、文脈上必要とされるときは、その締約国のすべての領域をいう。

(2) 「接受国」とは、領事官がその職務を遂行する領域が属する締約国をいい、文脈上必要とされるときは、その締約国のすべての領域をいう。

(3) 「関係特定領域」とは、

(a) 連合王国については、第一条(1)に掲げる領域のいずれかの部分であつて、日本国の領事官の管轄区域の全部又は一部が存在し、かつ、第四十条の規定に基づき、この条約の条項の全部又は一部の適用上別個の領域を構成するものとして通告されたものをいう。

(b) 日本国については、日本国の領域をいう。

(4) 「国民」とは、

(a) 連合王国については、この条約の附表に定

めるいずれかの部類に属する英連邦市民及び英国保護民並びに、文脈上許容されるときは、第一条(1)に掲げる領域のうちのいずれかの領域の法令に基づいて正当に設立された法人をいう。

(b) 日本国については、日本国の国籍を有する者(文脈上許容されるときは、日本国の法令に基づいて正当に設立された法人を含む。)をいう。

(5) 第四部Dにおいて「船舶」とは、

(a) 連合王国については、第一条(1)に掲げる領域のうちのいずれかの領域内の港で登録されている船舶又は舟艇をいう。

(b) 日本国については、日本国籍の証明のため日本国の法令により要求される書類を備えている船舶又は船舶又は舟艇をいう。

(6) 「領事館施設」とは、領事館の公の目的にあつてするために派遣国が保有し又は占有する土地、建物、建物の一部及び工作物をいう。

(7) 「領事官」とは、領事職務を遂行するために派遣国により任命された者で接受国から有効な認可状又はその他の許可(臨時の許可を含む。)を受けているものをいう。領事官は、正規の領事官であつても名誉職の領事官であつてもよい。

(8) 「領事館職員」とは、領事上の任務を行なうために派遣国により領事館において雇用された者で領事官以外のものをいう。ただし、その者の氏名が第五条の規定に従つて接受国の関係当局に正当に通告されたこと及び前記の関係当局がその者の承認又は承認の継続を拒否しなかつたことを条件とする。もつとも、この用語は、運転手又はもつぱら領事館施設における家事のため、若しくはもつぱら領事館施設の維持のために雇用された者については、適用しない。

(9) 「領事公文書」とは、領事館に属するすべての公の書類、通信文、書籍、フィルム、記録テープ及び登録簿並びに符号、暗号及び索引カード並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

第十四条(1)(b)及び第三十四条(2)(c)の規定の適用上、「重大な罪」とは、日本国にあつては三年、連合王国にあつては五年を刑期とする拘禁刑又はこれよりも重い刑に処せられることがある罪をいう。

第二部 任命及び管轄区域

第三条

(1) 派遣国は、接受国内において、第三国が領事館を維持するいかなる場所にも、また、接受国が設置に同意するその他のいかなる場所にも領事館を設置し、かつ、維持することができる。派遣国は、その裁量により、領事館を総領事館、領事館、副領事館又は領事代理事務所とすることができ。

(2) 派遣国は、(3)の規定に従うことを条件として、領事管轄区域の範囲を定めることができるものとし、かつ、その範囲を接受国に通報しておくものとする。

(3) 接受国は、次の地域を領事管轄区域に含ませることに對して異議を申し入れる権利を有する。

(a) 第三国の領事管轄区域に含まれておらず、かつ、第三国の公の通商代表に開放されていない地域

(b) 第三国の領域の一部を構成する地域

第四条

(1) 派遣国は、接受国内において領事職務を遂行するために必要と認める数及び階級の領事官を任命することができる。この条の規定に基づく任命は、それが第三国において領事官として認められている者に係る場合には、外交上の経路を通じてあらかじめ接受国の同意を得なければならない。

(2) 派遣国は、書面により、かつ、外交上の経路を通じて、領事官の任命について接受国に通告しなければならない。もつとも、接受国は、接受国の国民が名誉領事官に任命される場合には、外交上の経路を通じてあらかじめその任命に対する接受国の同意を得ておくよう要求する権利を有することが了解される。

(3) 接受国は、領事官の委任状又はその他の任命通告書が提出されたときは、領事職務を遂行するための認可状又はその他の許可を、できる限りすみやかにかつ無料で、その領事官に与えなければならぬ。接受国は、適当であるときは、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えなければならない。

(4) 接受国は、正当な理由がない限り、認可状又はその他の許可(臨時の許可を含む)を与えることを拒否してはならない。

(5) 接受国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、認可状又はその他の許可(臨時の許可を含む)を与えるまでの間は、領事官に対し、領事官として行動することを許可し又はこの条約に基づく利益を及ぼしたものとみなされなければならない。

(6) 接受国は、この条約に基づいて領事官として行動することを許可した領事官の氏名を、遅滞なく、自国の関係当局に通報しなければならない。

(7) 接受国は、重大な苦情申入れの事由となる行為を行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消すことができる。この取消しの理由は、要請があつたときは、外交上の経路を通じて派遣国に通知しなければならない。

(8) 派遣国は、領事官の任務が終了したときは、書面により、かつ、外交上の経路を通じて、その旨を接受国に通告しなければならない。

第五条

(1) 派遣国は、その領事館において、領事館職員を自由に雇用することができる。接受国の関係当局は、これらの各職員の氏名を通告され、かつ、その住所を常に通報されるものとする。

(2) 接受国の関係当局は、通告が行なわれた際には、又はその後、いずれかの者について、領事館職員の資格の承認又は承認の継続を拒否することができる。ただし、その者は、前記の関係当局がその者について前記の資格を承認すること

を好まない旨を明らかにしない限り、前記の資格を承認されたものとする。

第六条

接受国は、領事館の在職者の数が領事管轄区域内における状況及び事情に応じて合理的かつ正常である限度内に保たれるよう要求することができる。ただし、当該領事館における必要性に応じた数の在職者を維持する派遣国の権利は、常に尊重されるものとする。

第七条

領事官が死亡、病氣、不在その他の理由により行動することができないときは、その領事官が任務に復帰し、又は派遣国が新たな任命を行なうまでの間、他の領事官、領事館職員又はその他の者は、一時的に、前記の領事官に代わつて行動するよう命じられることができる。この領事官代理は、接受国に対する通告により、この条約に規定する任務を遂行する権利及び第四条の規定に基づいてその地位に任命されたならばこの条約の規定に基づいて受けたはずである待遇と同一の待遇を受ける権利を有する。

第八条

派遣国は、接受国の許可を得て、接受国に派遣されている外交使節団の一人又は二人以上の構成員に、外交上の任務に加えて、領事上の任務を遂行させることができる。このようにして任命された者は、この条約の規定の適用を受ける。これらの者は、外交使節団の構成員としての資格に基づいての特権及び免除を引き続き享有する。ただし、これらの者による領事上の任務の遂行に関しては、この条約に基づく領事官又は領事館職員の特権及び免除より大きい特権及び免除をこれらの者に享有させることについて、いかなる要求も行なわないものとする。

第九条

(1) 接受国は、派遣国の領事官の尊厳を尊重し、かつ、保護しなければならない。

(2) 領事官は、派遣国の公の代表機関として、自己が公の交渉を有する接受国のすべての公務員

による十分な配慮を受ける権利を有する。

(3) 接受国は、派遣国の領事官及び領事館職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するものの身体及び財産を保護するため、適当な措置を執るものとする。

第三部 免除、特権及び便宜

第十部

(1) 派遣国は、派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人の名において、接受国の法令で定める条件に従うことを条件として、次のことを行なうことができる。

(a) 次のいずれかの目的のため、土地、建物、建物の一部及び工作物を、前記の法令に基づいて認められる保有形式により取得し、保有し、又は占有すること。

(i) 領事館を設置し又は維持する目的

(ii) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員の住居を設置し又は維持する目的

(b) その他の目的で領事館の運営に伴つて生じ、かつ、接受国が異議を申し入れないもの

(c) 派遣国がこのようにして取得し、保有し、又は占有する土地において、建物及び工作物を建造し又は改造すること。

(d) (a)の規定に基づいて取得した土地、建物、建物の一部及び工作物を処分すること。

(2) 接受国の法令により、(1)の規定に基づく取得のための条件として、許可が必要とされるときは、その許可は、必要な手続に従つて与えられるものとする。

(3) この条のいかなる規定も、当該地域のすべての土地について適用される建築、土地区画整理又は都市計画に関する規制に服することから派遣国を免除するものではない。

第十一部

(1) 派遣国の領事館及び領事官又は領事館職員が占有する住居は、敬意をもつて取り扱われ、かつ、受当な保護を与えられるものとする。

(2) 派遣国は、領事館の入口又は入口の附近に、派遣国の紋章又は国家標識及び派遣国の公用語で領事館を示す適当な標識を掲げる権利を有する。派遣国は、また、領事館に自国の国旗及び領事旗を掲げる権利を有する。

(3) 領事官は、その任務の遂行のために使用する車両、船舶又は航空機に、派遣国の紋章又は国家標識を付し、かつ、派遣国の国旗及び領事旗を掲げることができる。これらの旗は、領事官の住居にも掲げることができる。

(4) (a) 領事館内に保管される領事公文書は、不可侵とし、接受国の当局は、いかなる理由によつても、その公文書の一部をなすいかなる文書又は物品をも検閲し又は押収してはならない。

(b) 前記の公文書は、領事官及び領事館職員の私的又は営業上の書類が保管されている場所から完全に区別された場所に保管しなければならない。

(5) (a) 接受国の警察その他の当局は、派遣国の国民であり、かつ、接受国の国民でない領事官の責任の下にある領事事務所に立ち入つてはならない。ただし、責任のある領事官の同意を得て立ち入る場合は、この限りでないものとし、この同意が得られなかつた場合においては、適当な令状又は手続により、かつ、日本国が接受国であるときは日本国外務大臣の同意を得て、また、連合王国が接受国であるときは連合王国外務大臣の同意を得て立ち入るときも、また、同様とする。火災その他の災害の場合又は身体若しくは財産に対する暴力を伴う犯罪が、領事事務所内で、行なわれて間がなく、現に行なわれており、若しくはままたに行なわれようとしていることを接受国の警察その他の当局が信するに足りる合理的な理由がある場合には、責任のある領事官の同意があつたものとみなすことができる。

(b) (a)の規定の適用上、「領事事務所」とは、

もつばら領事館の公の目的のために占有されている建物又は建物の一部をいう。

(6) 領事館は、逃亡犯罪人に避難所を与えるために使用してはならない。領事官が接受国の当局の適法な要求に対して逃亡犯罪人の引渡しを拒否するときは、その当局は、(5)の規定に従うことを条件として、その逃亡犯罪人を逮捕するため、領事館施設に立ち入ることができる。

(7) (5)又は(6)の規定に基づいて領事館施設に立ち入るときは、領事公文書の不可侵は、尊重されなければならない。

第十二条

(1) 接受国は、次のものを国防又は公共事業のためのあらゆる形式の徵発から免除されるものとして取り扱わなければならない。

(a) 派遣国の領事館施設並びにその家具及び備品

(b) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員が居住するその家具及び備品

(c) 領事館又は前記の領事官若しくは領事館職員が乗る、船舶及び航空機

(2) (1)のいかなる規定も、接受国が自国の法令に従つて派遣国の領事館施設又は領事官若しくは領事館職員が居住するその家具及び備品のために採用し又は差し押さえることを妨げるものではない。ただし、そのような財産について収用又は差し押さえることが必要であるときは、領事上の任務の遂行の妨げとなることを避けるよう、あらゆる考慮が払われなければならない。

(3) 派遣国、領事官又は領事館職員は、(2)の規定に従つて収用され又は差し押えられたすべての財産につき、迅速かつ十分な補償を受けるものとする。補償金は、その額が最終的に決定した日から六箇月以内に、派遣国の通貨に容易に交換することができるか、かつ、派遣国に移転することができるとする形により、支払われるものとする。

第十三条

領事官は、派遣国政府、派遣国政府が国際関係

係について責任を有する領域の行政機関並びに派遣国の外交使節団及び領事館(その所在のいかんを問わない。)との間で通信を享受する権利を有する。この目的のため、領事官は、すべての公共の通信手段を使用し、かつ、暗語を用いることができる。

(2) (1)の通信は、また、伝書使により、又は公用の封印袋その他の容器を使用して送ることができる。このようにして送られる通信は、不可侵とし、接受国の当局は、いかなる理由によつても、これを検閲し又は押収してはならない。

(3) 公用の封印袋その他の容器で公の書類のみを取っていることを派遣国の責任のある公務員が証明したものは、不可侵とする。もつとも、接受国の当局は、当該封印袋その他の容器が公の書類以外のものを取っていると信するに足りる重大な理由があるときは、派遣国の権限のある代表者が当該当局の立会いの下にこれを開封することを要求することができる。この要求が拒否されたときは、当該封印袋又は容器は、派遣国により、直ちに発送地に返送されなければならない。

(4) 接受国が武力抗争に巻き込まれた場合には、通信の権利は、領事官と派遣国政府との間、領事官と接受国に対する派遣国の外交使節団との間及び同一の領事官轄区域内にある領事官相互の間の通信の場合を除くほか、接受国の裁量により、停止され又は制限されることがあるものとする。

第十四条

(1) (a) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行なつた行為でこの条約に基づく領事官の職務の範囲内にあるものについては、派遣国が外交上の経路を通じて同意の旨を書面で通告する場合を除くほか、接受国の裁判所の訴訟手続に服せられることはない。

(b) (i) 第十九条に定める条件を満たす領事官は、重大な罪に問われる場合を除くほか、接受国内において公判前の拘禁を免除される。

(ii) 接受国の法令が許容するときは、公判の

審理のために前記の領事官を拘禁することができない。ただし、そのような拘禁は、重大な罪に問われる場合を除くほか、公判開始の前には行なわれず、かつ、開廷中にいてのみ継続するものとする。

(2) (a) (1)の規定は、領事官又は領事館職員が次の民事訴訟手続に服せられることを妨げるものではない。

(i) 当該領事官又は当該領事館職員が締結した契約であつて、その者が自国の政府のために契約する旨が当該契約中に明示的にも黙示的にも示されていないものに係る民事訴訟手続

(ii) 車両、船舶又は航空機によつて生じた損害について第三者が提起する民事訴訟手続。この場合において、(7)の規定は、害されないものとする。

(b) (3) (a)の規定は、領事官又は領事館職員に対する書類又は物品を提示し又はもつばら当該係争事項に関連する証言を行なうことを拒否する権利を与えるものではない。

(3) (a) 領事官又は領事館職員は、領事公文書に属する書類若しくは物品を提示し又は自己の公務の範囲内の事項に関連する証言を行なうことを接受国の行政当局又は司法当局から要請されたときは、これを拒否する権利を有する。ただし、自国の利益を害することなくこの要請に応ずることが可能であると派遣国が判断するときは、正義のためこれに応じなければならない。

(b) 領事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に関する鑑定人として証言を行なうことを拒否する権利を有する。

(c) (a)及び(b)に定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は刑事事件において証言を行なうことを要求することができない。領事官については、司法当局又は行政当局は、許容されており、かつ、可能で

ある場合には、当該領事官の事務所又は住居において口頭又は書面によるその証言が行なわれるよう取り計らうものとする。

(4) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員は、海軍、陸軍、空軍、警察、行政若しくは陪審に関するすべての種類の役務又はその他の公の強制的役務及びそれらの役務に代わる金銭的負担を免除される。

(5) 第十九条に定める条件を満たす領事官又は領事館職員は、外国人登録及び在留許可に関する接受国の法令に定める要件を免除される。この項の規定の利益は、そのような領事官又は領事館職員の配偶者及び未成年の子でその世帯に属するものにも及ぶものとする。ただし、その者が接受国内において営利を目的とする私的な職業に従事しないことを条件とする。

(6) 領事官並びにその配偶者及び未成年の子でその世帯に属するものは、退去強制を受けないものとする。

(7) 派遣国によつて所有され、かつ、領事館の公の目的のために使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに派遣国の領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての車両、船舶及び航空機は、接受国内において、第三者の損害に關して十分な保険に付しておかなければならない。

第十五条

(1) 派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人は、次のものに関し、接受国又はその地方公共団体が課し又は徴収するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

(a) もつばら第十条(1)に掲げるいずれかの目的にあつては、その不動産の取得、所有、占有、使用、建造又は改造。ただし、役務又は地方的公共改良事業に關し課される租税又は他の公課であつて、その役務又は地方的公共改良事業によつて当該不動産が利益を受ける限度において納付すべきものを除く。

(b) もつばら前記のいずれかの目的にあつては

めの不動産の取得に関する取引又は証書

(c) もつばら領事館の公の目的にあつては、不動産の取得、所有、占有又は使用

(2) (1)の規定に基づいて与えられる免除は、租税又はこれに類する課徴金の負担が派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人に移転される場合であつても、これらの者以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徴金については、適用しない。

第十六条

派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人は、領事事務の代償として受領する手数料又はその手数料の支払に対する領収書に關し、接受国又はその地方公共団体が課し又は徴収するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

第十七条

(1) 接受国の国民でない領事官又は領事館職員は、派遣国から受領する公の給与、俸給、賃金又は手当に對し、接受国又はその地方公共団体が課し又は徴収するすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

(2) 接受国の国民でない領事官又は領事館職員であつて、第十九条に定める条件を満たすものは、さらに、接受国又はその地方公共団体が課し又は徴収するその他のすべての種類の租税又はこれに類する課徴金を免除される。

(3) もつとも、(2)の規定に基づいて与えられる免除は、次のものについては、適用しない。

(a) 当該領事官又は当該領事館職員以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこれに類する課徴金(その負担が当該領事官又は当該領事館職員に移転されるかどうかを問わない)。

(b) 接受国の関係特定領域内にある不動産の取得、所有又は占有に對して課される租税。

(c) 接受国の関係特定領域内に源泉がある所得に對して課される租税。

(d) 取引に對し、又は取引を有効なものとし若

しくは取引に關連する証書に對して課される租税(すべての種類の印紙税を含む)。

(e) 接受国の関係特定領域内にある財産の贈与による移転に對して課される租税。

(f) 遺産税、相続税その他の租税で死亡に基づく財産の移転に對して課されるもの。

第十八条

(1) 派遣国は、領事館の公の目的に關連する使用のためのすべての公式標章、家具、備品、需品、建築資材その他の物品(車両、船舶及び航空機を含む)を、輸入若しくは再輸出に對し又は輸入若しくは再輸出を理由として接受国又はその地方公共団体が課し若しくは徴収するすべての租税その他の租税又はこれに類する課徴金の免除を受けて、接受国の関係特定領域内に輸入し又はそこから再輸出することができる。

(2) 第十九条に定める条件を満たす領事官は、自己又はその家族の構成員でその世帯に属するものもつばら個人的に使用し又は消費するため必要とする合理的な量の荷物、所持品その他の物品(車両、船舶及び航空機を含む)を、輸入若しくは再輸出に對し又は輸入若しくは再輸出を理由として接受国又はその地方公共団体が課し若しくは徴収するすべての租税その他の租税又はこれに類する課徴金の免除を受けて、接受国の関係特定領域内に輸入し又はそこから再輸出することができる。

(3) 第十九条に定める条件を満たす領事館職員は、その最初の到着に關連して、(2)に定める利益を与えられる。

(4) もつとも、次のことが了解される。

(a) 接受国は、この条に定める免除を与えるための条件として、すべての輸入又は再輸出について、自国が定める様式で通告を行なうことを要求することができる。

(b) この条に定める免除は、もつばら公の使用又は個人的な使用を目的として輸入される物品について与えられるものであるが、他の者の便宜のため又は販売その他の商業上の目的のために輸入される物品については、適用しない。ただし、この了解は、商業的産品の見本としてもつばら領事館施設内で展示することを妨げるものと解してはならない。

(c) 接受国は、自国の関係特定領域内で栽培され、生産され、又は製造された物品でそれが輸出されなければ課されるはずである租税又は関税を支払わなければならないものとして、この条に定める免除を適用しないことを決定することができる。

(d) この条の規定に基づいて輸入された物品を関係特定領域内で処分し又はその輸入目的以外の目的のために使用する場合には、接受国の法令に従つて関税その他の租税が支払われるものとする。

(e) この条に定める免除は、映画フィルム(記録映画フィルム、ニュース映画フィルム及び學術的又は文化的な目的のために輸入されるフィルムを除く)については、適用しない。

(f) この条のいかなる規定も、税関手続を遵守することを免除し、又は法令により輸入が禁止されている特定の物品を輸入することを許すものと解してはならない。

第十九条

(1) 第十条(1)(a)、第十二条(1)(b)及び(1)(c)、第十四条(1)(b)、(4)及び(5)、第十七条(2)並びに第十八条(2)及び(3)の規定は、(2)に定める条件を満たす領事官及び領事館職員についてのみ、適用する。

(2) (1)にいう条件は、次のとおりとする。

(a) 領事官又は領事館職員が派遣国の国民であること。

(b) 領事官又は領事館職員が関係特定領域において営利を目的とする私的な職業に従事しないこと。

いこと。

(c) 領事官又は領事館職員が、その任命の時に、前記の領域内に通常居住する者でないこと。

(d) 領事官又は領事館職員が派遣国の常勤の領事官又は領事館職員であること。

第四部 領事職務

A 一般的规定

第二十条

(1) 領事官は、B、C及びDに定める職務を遂行する権利を有する。領事官は、さらに、その他の職務で、接受国の法令により認められている領事官に關する國際法若しくは國際慣行に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することができる。

(2) 接受国は、領事官又は領事館職員に對して自国の管轄権を行使するにあたり、領事職務又は領事館の業務の遂行をできる限り妨げないようにするものとする。

(3) 領事官がこの条約に基づいていづれかの職務を遂行する権利を有するいかなる場合においても、当該領事官がその権利を行使する限度について決定を行なうのは派遣国であるものとする。

(4) 領事官は、その領事管轄区域内においてのみ職務を遂行する権利を有する。もつとも、領事官は、接受国の關係当局が通告を受けて異議の申入れを行なわなかつたときは、その領事管轄区域外においても職務を遂行することができる。

(5) (a) 領事官は、その職務の遂行に關連して、その領事管轄区域内にある接受国の当局(接受国の中央政府の部局を含む)に對して申入れを行ない、かつ、これと通信する権利を有する。その当局は、領事官に對してすべての必要な援助及び情報を提供する。

(b) ただし、領事官は、派遣国の外交代表がない場合を除くほか、日本国が接受国である

ときは日本国外務省に対し、また、連合王国が接受国であるときは連合王国外務省に対して直接に申入れを行なうことができない。

(6) 領事官は、領事職務の遂行に関連して、派遣国が定める手数料を徴収する権利を有する。徴収した手数料は、派遣国の通貨に交換することができ、また、派遣国に移転することができ、

B 一般的職務

第二十一条

領事官は、次のことを行なう権利を有する。

(a) 派遣国の国民を保護し、並びにその権利及び利益を擁護すること。

(b) 商業、職業、文化、教育及び科学に関する事項について派遣国の利益を助長すること。

第二十二条

(1) 領事官は、次のことを行なう権利を有する。

(a) 派遣国のいかなる国民とも面会し、通信し、並びにこれに援助及び助言を与えること。

(b) 派遣国のいづれかの国民の利益に影響を及ぼす事件が発生した場合にこれを調査すること。

(c) 接受国の当局の下における訴訟その他の手続に關し、又は接受国の当局との關係について派遣国のいかなる国民をも援助すること。

(d) 特に、派遣国のいづれかの国民の滞在及び雇用に關連して生ずる問題、その国民が接受国の法令により与えられる権利の享有に關する問題並びに兩締約國間に適用される國際協定に基づいて生ずる権利でその国民の利益に關連するものに關する問題に關与すること。

(2) 派遣国の国民は、いつでも、権限のある領事官と通信し、及び、適法に拘禁されている場合を除くほか、領事館に領事官を訪問する権利を有する。

第二十三条

(1) 派遣国の国民が、公判前の拘禁であるときその他の場合における拘禁であると問わず、接受国内において拘禁されたときは、接受国の關係

当局は、遅滞なく、もよりの地にある派遣国の領事官に通報しなければならぬ。

(2) (1)の規定が適用される派遣国の国民が訴訟その他の手続若しくは捜査のために拘禁されており、又は上訴若しくは行政上の不服申立てを行なうことができる期限に關する通常の規則に基づき上訴若しくは行政上の不服申立てを行なう権利を有するときは、派遣国の領事官は、遅滞なく、その国民を訪問し、及びその国民のために弁護人又は代理人をあつせんすることができ、

領事官は、また、立会人なしで、自己が選出する言語で、その国民と面談し、及びその国民からの通信を受領することができる。この通信(その原本をとめおく必要があるときは、その写し)は、接受国の当局により遅滞なく当該領事官に送付されるものとする。

(3) (a) (1)の規定が適用される派遣国の国民が有罪の判決を受けて監獄又はこれに類する施設において刑に服している場合には、その国民が刑に服している場所を管轄する領事官は、關係当局に通告した上でその国民を訪問し、及びその国民と通信する権利を有する。この訪問又は通信は、その国民が拘禁されている施設において実施されている規則に従って行なわなければならない。もつとも、その規則は、領事官に対し、いつでも、合理的な限度内でその国民と面談することを許し、かつ、その国民と面談する機会を与えるものでなければならない。また、通信のための合理的な便宜を与えるものでなければならない。

第二十四条

(1) 領事官は、次のことを行なう権利を有する。

(a) 国籍に關する派遣国の法令に基づいて行なうことを要求される届出を受理すること。

(b) 国民的服務義務に關する派遣国の法令によ

り必要とされるところに従い、派遣国の国民に対し通知を発し、その国民から届出を受理し、及びその国民の身体検査を行なうこと。

(c) 派遣国の国民を登録すること。

(d) 派遣国の国民の出生若しくは死亡を登録し又はその届出を受理すること。

(e) 派遣国の法令に定めるところに従い、派遣国の国民の親族關係に關する届出を受理すること。

(f) 接受国の法令に従つて奉行された婚姻で少なくとも当事者の一方が派遣国の国民であるものを記録すること。

(g) 査証及び旅券その他これに類する書類を発給し、修正し、更新し、有効にし、及び無効にすること。

(h) 商品に關し、派遣国内において使用するための原産地証明書及びその他の必要な書類を発給すること。

(2) もつとも、(1)(d)、(e)及び(f)の規定は、接受国の關係当局に対する出生、死亡、婚姻又は親族關係に關するその他の事項についての届出又は登録に關し接受国の法令が課する義務を免除するものではない。

(3) 領事官は、いづれかの者(国籍のいかんを問わない)により派遣国内における使用のため要求されるとき、又は派遣国の法令により必要とされるときは、署名若しくは文書を認証し、法律上正当なものとし、若しくは証明し、又は文書を翻訳することができ、これらの事務の遂行に關連して、領事官は、派遣国の法令により必要とされるときは、宣誓を行なわせることができる。領事官は、また、派遣国の国民により派遣国以外の場所における使用のため必要とされる文書に關連してこれらの事務を遂行することができる。もつとも、この項の規定は、接受国の当局に対し、接受国の法令により必要とされる文書に關して領事官が行なつた前記の行為を有効なものと認める義務を課するものではないと了解される。

(4) 領事官は、派遣国の法令に従い、派遣国の国民の財産処分に關する遺言に關連する職務を遂行することができる。ただし、接受国の法令に反しないことを条件とする。

第二十五条

領事官は、派遣国の裁判所のために、裁判上の文書を送達し、又は口頭若しくは書面により自発的に提供された証言を録取する権利を有する。ただし、派遣国の法令に従い、かつ、接受国の法令に反しない方法で行なわれることを条件とする。

第二十六条

(1) 死亡した者が接受国に財産を残した場合において、接受国の關係特定領域内に居住しておらず、かつ、当該領域内に法律上代表する者を有しない派遣国の国民が、遺言執行者として、遺言に基づく受益者若しくは遺言がない場合における受益者として、若しくは債権者として、又は他のなんらかの権原により、その財産に關し、利益を有し又は利益を有すると主張するときは、その死亡した者の遺産の管理が行なわれている場所又は、遺産の管理が行なわれていない場合においては、当該財産が存在する場所を管轄する領事官は、その派遣国の国民から有効な委任状を与えられた場合におけると同様に、その遺産又は財産に關するその国民の利益についてその国民を代表する権利を有する。

(2) その後その国民が当該領域内に法律上代表する者を有することとなつたときは、当該領事官の地位は、当該領事官がその国民から与えられていた委任状が、その国民が他に法律上代表する者を有する旨の通報を当該領事官が受けた日又は、(5)若しくは(6)の規定に従つて裁判所の命令が当該領事官のためにすでに発せられている場合においては、その国民自身若しくはこれを法律上代表する者の申請によりその国民のためにさらに命令が発せられた日に効力を失つたと仮定した場合におけるその地位と同様のものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定は、死亡した者の国籍及びその死亡地のいかんを問はず、適用する。
- (4) 領事官は、(1)の規定に基づいて代表の権利を有するときは、その領事官が代表する権利を有する者の利益の保護及び保全のための措置を執ることが出来る。領事官は、また、その領事官により利益を代表される者の正当に選任された代理人である場合における同一の限度において、当該遺産又は財産を占有することが出来る。ただし、同等の又は優先する権利を有する他の者が当該遺産又は財産の占有に必要な措置を執っている場合は、この限りでない。
- (5) 接受国の法令により、領事官がこのように財産を保護し又は占有するために裁判所の命令が必要とされるときは、その領事官により利益を代表される者の正当に選任された代理人の申請により発せられるはずである命令は、その領事官の申請により発せられるものとする。遺産を直ちに保護し及び保全することの必要性並びに領事官に代表権がある利益を有する者の存在についての一応の証拠が提出され、裁判所がそのような必要性を認めるときは、裁判所は、領事官のために仮の命令を発するものとする。その命令の内容は、さらに命令が発せられるまでの間遺産を保護し及び保全することに限定される。
- (6) (a) 領事官は、さらに、その領事官により利益を代表される者の正当に選任された代理人である場合における同一の限度において、遺産の管理について一切の行為をすることが出来る。接受国の法令により、このために裁判所の命令が必要とされるときは、(b)の規定に従うことを条件として、領事官は、そのような命令を申請し、及びその申請に基づいてこれを取得することについて、その領事官により利益を代表される者の正当に選任された代理人と同様の権利を有する。
- (b) もつとも、裁判所は、適当と認めるときは、次のことを行なうことができる。
- (i) 領事官により代表される者が事情を知ら

- され、かつ、領事官以外の者により代表されることを希望するかどうかを決定するために必要であると裁判所が認める期間中命令の発出を保留すること。
- (ii) 受益者により遺産が受領されたことの合理的な証拠の提供を領事官に命ずること、この証拠を提供することができない場合におけるその遺産の關係当局若しくは關係者に対する払い戻し若しくは返還を領事官に命ずること、又は受益者に対するその遺産の現実の送付が裁判所の指示する他の経路により行なわれることを命ずること。
- 第二十七条
- (1) 派遣国の国民が接受国を旅行中又は通過中に死亡したときは、領事官は、死亡した国民が現に所持していた金銭及び物品を保全するため、直ちにそれらを保管する権利を有する。
- (2) 前記の金銭又は物品を引き続き占有し又は処分する権利については、第二十六条の規定及び接受国の法令の定めるところによるものとする。
- 第二十八条
- 領事官は、第二十六条により遺産に關して与えられる権利を行使するときは、その限度において、第十四条(1)(a)及び(3)(a)の規定にかかわらず、その権利の行使に關連して生ずる訴訟その他の手続において接受国の裁判所の管轄権に服するものとする。
- 第二十九条
- 關係当局は、接受国内に次の遺産があることを知つたときは、直ちに権限のある領事官に通報するものとする。
- (a) 死亡した者(国籍のいかんを問わない)の遺産であつて、第二十六条の規定により、その領事官が当該遺産について利益を代表する権利を有する可能性があるもの
- (b) 派遣国の国民の遺産であつて、当該遺産の管理について請求権を有する者(接受国の公務員を除く)及びその者を代表する者が接受国の關係特定領域内にいない場合におけるもの

- 第三十条
- 第二十六条の規定に基づき領事官が裁判所、他の機關その他のいづれかの者から金銭その他の財産を受領したときは、その裁判所、他の機關又は他の者は、その金銭又は財産に關する有効な免責の証拠とされる受領証をその領事官から受領する権利を有する。
- 第三十一条
- (1) 第二十六条の規定を害することなく、領事官は、派遣国の国民で接受国の關係特定領域内にいないものに送付するため、金銭その他の財産でその国民が他の者の死亡によりその権利を取得しているものを裁判所、他の機關その他のいづれかの者から、受領することが出来る。この金銭又は財産には、遺産の取り分、労働者災害補償關係法令又はこれに類する法令に基づく支払金及び生命保険証券に基づく給付金を含まれることができる。裁判所、他の機關又は配分を行なう者は前記の金銭又は財産を領事官を通じて送付する義務を負わず、領事官はこれを送付のため受領する義務を負わない。領事官は、前記の金銭又は財産を受領するときは、当該金銭若しくは財産の送付を受ける国民によりこれが受領されることについての合理的な証拠の提供又はそのような証拠を提供することができない場合における当該金銭若しくは財産の返還に關してその裁判所、他の機關又は配分を行なう者が定めた条件に従わなければならない。
- (2) 金銭その他の財産の領事官に対する支払、引渡し又は移転は、当該領事官が代表し又はその金銭若しくは財産を代わつて受領する者に対する支払、引渡し又は移転が接受国の法令により許可される限度において、かつ、許可されるための条件に従つてのみ行なうことができる。
- (3) 領事官は、前記の金銭又は財産に關し、当該領事官が代表し又はその金銭若しくは財産を代わつて受領する者に直接その金銭又は財産を支払われ、引き渡され又は移転された場合にその者が取得したはずである権利より大きい権利を

- 取得することができない。
- D 船舶及び乗組員に關する職務
- 第三十二条
- (1) 船舶が接受国の港(船舶が入ることが出来るいかなる場所をも含む)に入るときは、その船舶の長及び適当な乗組員は、その港が所在する場所を管轄する領事官と通信し、及び、訪問のために不当に長い時間又は距離にわたり旅行することとなる場合において接受国の当局が異議を述べない限り、その領事官を訪問することを許される。このような異議が述べられた場合において、当該船舶の長の要請があつたときは、接受国の当局は、必要に応じ、その船舶の長に領事官と通信するための援助を与えるものとする。領事官は、この条約により認められる任務を遂行するため、希望するときは、自己の指揮下にある一人又は二人以上の領事官又は領事館職員を伴い、船舶が検疫済証を受領した後に、その船舶に乗り込むことができる。
- (2) 領事官は、前記の任務の遂行に關連するいかなる事項についても、接受国の關係当局の援助を要請することができ、接受国の關係当局は、個個の場合においてその要請を拒否することを十分に正当化する特別の理由がない限り、必要な援助を与えなければならない。
- 第三十三条
- (1) 領事官は、船舶の長及び乗組員を尋問し、その船舶の書類を検査し、その船舶の航行及び目的地に關する陳述を行なわせ、並びに、一般に、その船舶の入港及び出港について便宜を与えることができる。
- (2) 領事官又は領事館職員は、船舶の長又は乗組員とともに接受国の司法当局及び行政当局に出頭し、並びに、必要な場合に船舶の長又は乗組員と前記の当局との間の問題に關し法律助を求め、援助を与えることができる。
- (3) 領事官は、接受国の司法当局が第三十四条の規定に従つて管轄権を行使しないときは、船舶

の長とその乗組員との間の紛争(貨金及び労働契約に関する紛争を含む。)を解決し又はその解決についてあつせんし、船舶の長及び乗組員の雇用及び解雇に關してあつせんし、並びに船舶上の秩序及び紀律の維持のための措置を執ることが出来る。

(4) 領事官は、次のことを行なうことができる。

(a) 船舶及び乗組員に關する派遣国の法令を実施するための措置を執ること。

(b) 前記の法令に定める届出書その他の文書を受領し、作成し、又は施行すること。

(5) 領事官は、必要があるときは、船舶の長、乗組員又は旅客の送還及び病院における治療に關してあつせんすることができる。

第三十四条

(1) 接受国の裁判所は、派遣国の船舶の長と乗組員との間の貨金又は労働契約に關する紛争について提起される民事上の訴えを受領してはならない。ただし、派遣国の権限のある領事官がその訴えについて通告され、かつ、異議を述べなかつたことを前記の裁判所が確認した場合は、この限りでない。

(2) 接受国の裁判所は、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、船舶上で行なわれた犯罪で次の犯罪以外のものに關する刑事上の訴えを受領してはならない。

(a) 船舶の長及び乗組員のいずれでもない者に、より若しくはその者に対して行なわれた犯罪又は接受国の国民により若しくはその国民に対して行なわれた犯罪

(b) 港の静穏若しくは安全に影響を及ぼす犯罪又は公衆衛生、出入国管理、海上における人命の安全、税関若しくはこれらに類する事項に關する接受国の法令に係る犯罪

(c) 重大な罪に該當する犯罪

(3) 接受国の当局は、次の場合を除くほか、船舶上で生じたいかなる問題についても干渉してはならない。

(a) (2)の規定に従つて接受国の裁判所が管轄権

を行使することができる犯罪を船舶上で行なつたという告訴若しくは告発がいずれかの者についてなされた場合又はそのような犯罪が船舶上でまきに行なわれようとしており、現に行なわれており、若しくは行なわれて間がないと信ずるに足りる理由がある場合

(b) その当局が、(2)(b)に掲げる事項のいずれかに關し、必要であると認める措置を執り又は調査を行なうことを目的とする場合

(c) 乗組員が船舶上に拘禁されており、かつ、その拘禁が派遣国の法令上違法であり又は非人道的若しくは不当に過酷であるとみられる場合

(d) 船舶上に拘禁されている乗組員の生命又は自由がその船舶が寄港する予定のいずれかの国において、人種、国籍、政治的意見又は宗教の理由により、危険にさらされると信ずるに足りる理由がある場合

(e) 船舶の長及び乗組員のいずれでもない者が船舶上に拘禁されている場合。ただし、この規定を國際法に違反する干渉を認めるものと解してはならないということが了解される。

(f) 領事官の要請又は同意がある場合

(g) 接受国の当局が、(2)及び(3)に掲げる権利を行使するため、船舶上でいづれかの者を拘禁し若しくは尋問し、いづれかの財産を押収し、又はなんらかの正式の取調を行なおうとするときは、船舶の長又はこれに代わつて行動するその他の職員は、権限のある領事官に通報する機会を与えられるものとし、この通報する機会が緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はその指揮下にある領事館職員が、領事官の希望があれば、現場に立ち会うことができるだけの時間的余裕があるように、与えられなければならない。領事官は、自己が立ち合はず又は代表されなかつた場合には、要請を行なうことにより、接受国の当局からどのようなことを行なつたかについての十分な情報を受ける権利を有する。もつとも、この項の規定は、公

衆衛生、出入国管理、海上における人命の安全、税関又はこれらに類する事項に關して接受国の当局が行なう通常の検査及び接受国の裁判所における民事訴訟又は商事訴訟に起因する船舶又はその貨物の一部の留置については、適用しない。

(5) この条の規定は、領海を通航する船舶について國際法により認められていない無害通航権を害するものと解してはならない。

第三十五条

領事官は、派遣国の港に向かういずれかの国の国旗を掲げる船舶の長の要請により又はその同意を得て、派遣国の法令により入港の条件として要求される書類の準備及び作成に必要な情報を手に入れるため、並びに派遣国の関係当局が衛生その他の事項に關して要求する詳細な情報入手するため、当該船舶を訪問することができる。領事官は、この条の規定によつて与えられる権利を行使するにあたり、できる限り迅速に行動しなければならない。

第三十六条

(1) 派遣国の船舶が接受国内において難破したときは、その難破が発生した場所を管轄する領事官は、接受国の関係当局から、難破の発生について、できる限りすみやかに通報されるものとする。第三国の難破した船舶の貨物の一部をなす物品が接受国の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受国の港に搬入され、かつ、派遣国の国民の財産であると確認されたことを接受国の関係当局が知つたときも、当該領事官は、同様に通報されるものとする。

(2) 接受国の関係当局は、難破した船舶、その船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産の保護のため、並びに船舶上における略奪又は秩序の紊乱の防止及び鎮圧のため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。これらの措置は、また、船舶に属し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離されたものにも及ぼされるものとする。

(3) 接受国の関係当局は、また、船舶が接受国の港内で難破し、又はその内水若しくは領海にお

いて航行上の危険を構成するときは、当該船舶が港の施設又は航行に対して与えるおそれのある損害を避けるため、その必要と認められるいかなる措置をも執ることに命ずることができる。

(4) 難破した船舶の所有者、その代理人、関係保険業者又はその船舶の長が、接受国の法令に従つて船舶を処分するための取決を行なうことができない立場にあるときは、領事官は、所有者が不在でなければならずから行なうことができるはずである取決めと同様の取決を所有者に代わつて行なう権限を与えられているものとみなす。

(5) いずれかの国の国旗を掲げる難破した船舶(接受国の船舶でないもの)に属し若しくはその一部をなす物品又はこのような船舶の貨物に属し若しくはその一部をなす物品が、接受国の海岸若しくはその附近で発見され、又は接受国の港に搬入されたときは、その物品が発見された場所若しくは搬入された港が所在する場所を管轄する領事官は、次の場合には、その物品の保管及び処分について所有者がみずから行なうことができないはずである取決を所有者に代わつて行なう権限を与えられているものとみなす。

(a) 当該船舶に属し又はその一部をなす物品については、当該船舶が派遣国の船舶であり、また、貨物については、それが派遣国の国民の所有に属しており、かつ、

(b) 当該物品の所有者、その代理人、保険業者又は当該船舶の長がいずれも前記の取決を行なうことができない立場にある場合

(c) 接受国の当局は、この条の規定が適用される船舶、貨物又は物品に關しては、接受国又は第三国の船舶、貨物又は物品に關して同様の状況において課する関税、租税又は課徴金と同一の種類及び金額の関税、租税又は課徴金以外には、いかなる関税、租税又は課徴金を課してはならない。

第三十七条

(1) 接受国の関係当局は、接受国の船舶の長又は

乗組員であつて、派遣国の国民であり、かつ、接受国の国民でないものが、海上又はいずれかの国の陸上で死亡したときは、その死亡した船舶の長又は乗組員(以下「死亡者」という。)の貨金及び遺留品に關してその当局が受領した報告書の写しを、当該死亡者の財産を相続する法律上の権利を有する者を捜し出すために役だつと思はれる事項でその当局が提供することが出来るものとともに、すみやかに、権限のある領事官に送附するものとする。

(2) 死亡者の貨金、遺留品及びその他の財産で關係当局の管理下におかれるものの価額が兩締約国間の合意により定められる金額をこえない場合は、その当局は、その貨金、遺留品及び財産(以下「遺留財産」という。)を領事官に引き渡すものとする。ただし、その当局は、遺留財産を引き渡す前に、派遣国以外の地に居住する者が死亡者の遺産について行なう請求で法律上正当であるとその当局が認めるものに対し、当該遺留財産をもつて弁済を行なうことが出来る。遺留財産が領事官に引き渡された後において接受国の当局が死亡者の遺産について受けることがあるいかなる請求も、派遣国の關係当局に必要に応じ送附されるため、領事官に伝達されるものとする。

(3) 關係当局は、(2)の規定に基づいて措置を執る前に、派遣国に居住する者で遺留財産を受領する権利を有するものがあることについて確証を得るため調査することが出来る。その当局は、この確証を得ることができなかつた場合には、当該遺留財産を受領する権利を有すると認められるいかなる者にもその遺留財産を引き渡すことが出来る。もつとも、その当局は、このように遺留財産を引き渡す前に、その当局が気づいていない情報でその遺留財産を受領する権利を有する者の最終的決定に關係があるもの(その遺産についてのその他の請求の存在に關する情報を含む。)を提供するための合理的な機会を領事官に与えるため、領事官に対し、その遺留

財産の引渡しを受ける者として予定されている者を明示して、その旨を通告するものとする。

第五節 最終規定

第三十八條

領事官又は領事館職員は、この条約により与えられている権利、免除、特權又は便宜を、それらが与えられている目的以外の目的のために、利用してはならない。

第三十九條

この条約のいづれかの規定の解釈又は適用に關して兩締約国間に生ずることがある紛争は、いづれか一方の締約国の請求により、國際司法裁判所に付託されるものとする。ただし、特定の案件において、兩締約国が当該紛争をなんらかの他の審判機關に付託すること、又はなんらかの他の手続によつて処理することに同意するときは、この限りでない。

第四十條

(1) 連合王国政府は、この条約が効力を生ずる前に、日本国政府に対し、この条約の全部又は一部の條項の適用上、その領域のいづれかの部分がそれぞれ別個の領域とみなされるか及び、一部の條項の適用に關する場合には、当該部分がいづれの條項についてそのようにみなされるかを通告するものとする。

(2) 連合王国政府は、必要なときはいつでも、(1)に基づいて行なつた通告を修正することが出来る。この修正は、日本国政府あての通告により行なわれ、日本国政府がこの通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

第四十一條

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにロンドンで交換するものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、その後五年間効力を存続する。

(2) いずれの一方の締約国も、前記の五年の期間

の満了の十二箇月前までにこの条約を終了させる意思の通告を他方の締約国に対して行なわないう場合には、この条約は、その意思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

以上の証拠として、前記の全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十四年五月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本國のために

大平正芳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國のために

R・A・バトラー

附表

第二条(4)(a)に規定する國民の部類は、次のとおりとする。

連合王国及び植民地の市民である英連邦市民
南ローデシアの市民である英連邦市民
アイルランド共和国の市民で千九百四十八年の英國國籍法第二条の規定に基づき英連邦市民の地位を保有することを請求したもの
千九百四十八年の英國國籍法第十三条(1)の規定により市民権のない英連邦市民である者
國籍に關する連合王國の法令により英國保護民である者

署名議定書

日本國とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國との間の領事條約(以下「條約」という。)に署名するにあたり、下名の全權委員は、正当に委任を受けて、次のとおり協定した。

(1) 條約は、條約第一条の規定にかかわらず、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市

で署名された日本國との平和條約第三条に掲げるいづれの地域についても、当該地域が日本國の管轄下に復歸しない限り、適用しないものとする。

(2) 條約第二条(4)に關し、日本國については、「國民」には、この議定書(1)に規定するいづれかの地域の住民で日本國の國民であるものを含む。

(3) (a) 條約第二条(5)に關し、「船舶」には、軍艦を含む。

(b) 條約第四部Dに關し、

(i) いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の國民により裸備船契約に基づき備船されたときは、当該他方の締約国の權限のある領事官は、その船舶の長又は乗組員につき、自己に課された任務を当該一方の締約國の法令に適合する限度において遂行する權利を有する。

(ii) 前記の領事官は、また、裸備船契約に基づき備船された第三國の船舶の長又は乗組員についても、これらの任務を(i)の場合における同一の限度において遂行することが出来る。

(4) 條約第十条(1)の規定は、完全な所有の形式による土地の取得に關する限り、次の領域については、適用しない。

(a) ジョージ島

(b) 條約第一条(1)に掲げる領域のうちいづれかの領域であつて、條約の署名の日により効な法令に基づき、完全な所有の形式による土地の取得が原住民にのみ認められているもの

(5) 條約第十四条(1)の規定は、日本國において勤務する連合王國の領事館職員で日本國の國籍を有するものの悪意又は重大な過失による作為又は不作爲については、日本國政府が連合王國政府に対して通告を行なつた後三箇月を経過するまでは、適用しないものとする。

(6) 條約第十四条(1)(b)及び第三十四條(2)の規定は、各締約國が、他方の締約國に対し、これら

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件 建設省設置法 八八

八八

の規定を実施する旨の通告を行なつた後三箇月を経過するまでは、適用しないものとする。

(7) 条約第十五条の規定にかかわらず、派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人は、もつぱら条約第十条(1)に掲げる目的のために使用する領事館施設及び住居に關し、次のものを免除される。

(a) 連合王国が接受国である場合には、条約第十五条(1)(a)ただし書の規定に従ふことを条件として、不動産に対して課される地方税又はこれに類する課税金

(b) 日本国が接受国である場合には、電気又はガスの使用に対して課される租税。ただし、次のことを条件とする。

(i) 前記の領事館施設又は住居が、連合王国若しくは同国のために行動する一若しくは二以上の自然人若しくは法人(以下この項において「連合王国等」という。)により所有され、又は連合王国等により、その占有者の変更に関係なく、賃借契約に基づいて一年以上使用され若しくは保有されること。

(ii) 連合王国等が、電気又はガスの使用に關する契約の当事者であり、かつ、これらの使用について料金を支払う義務を負ふこと。

(8) 条約第十七条(1)の規定の適用上、「接受国の国民」という語は、日本国が接受国である場合には、日本国で永住することを許可された者にも受当するものとする。

(9) 条約第十七条(2)の規定に基づいて与えられる免除は、

(a) 車両、船舶、航空機又はラジオ若しくはテレビジョンの受信機の所有、使用又は運搬に對して課され又は徴収されるすべての租税又はこれに類する課税金についても適用するものとする。

(b) 連合王国が接受国である場合には、關係特定領域外に源泉がある所得でその領域内にある銀行その他の機関により領事官若しくは領事館職員に支払われ又はその者のために取り

立てられるものにつき、当該銀行その他の機関がその支払にあつて所得税を控除することとを法令上要求されているときは、その控除された税額の払いもどしを受ける権利を当該領事官又は当該領事館職員に与えるものとする。

(c) 日本国が接受国である場合には、日本国の法令に基づき特別徴収義務者により徴収される租税については、適用しないものとする。

(10) 領事職務に關する条約第四部の規定は、領事官が人種、国籍、政治的意見又は宗教の理由で政治的亡命者となつた派遣国の国民のために領事職務を遂行し若しくは領事職務以外の行為を行ない、又はその者に關する事項に關与する權利を有することを認める義務を接受国に課するものと解してはならない。

(11) 条約第二十五条に關し、「派遣国の裁判所」には、日本国が派遣国である場合には、日本国の刑事訴訟法第七十九条及び第二百二十六条の規定に従つて行動する裁判官を含む。

(12) 条約第三十三条(4)(b)に關し、「届出書その他の文書」には、連合王国が派遣国である場合には、特に、次の事項に關する届出書その他の文書を含む。

(a) 派遣国において登録されていない船舶の派遣国における登録

(b) 船舶の派遣国における登録の抹消

(c) 派遣国において登録されている船舶の所有權の移転

(d) 派遣国において登録されている船舶の上に設定された抵当權その他の担保物權の登録

(e) 派遣国において登録されている船舶の長の変更

(f) 派遣国に登録されている船舶の滅失又はその被つた損傷

(13) 条約第三十七条(2)の金額は、外交上の経路を通ずる公文の交換によつてこれらの金額を増加するための取極が行なわれるまでの間、場合に依り、十万円又は百スターリング・ポンドとす

る。

(14) この議定書は、条約の不可分の一部をなすものとする。

以上の証拠として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十四年五月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
大平正芳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・A・バトラ

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長安藤覺君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、連合王国との間に領事に關する事項を規定する条約を締結するため、昭和三十七年以来交渉を行なつておりましたが、最終的に合意に達しましたので、昨年五月四日本条約の署名を行なつたのであります。

本条約は、第四十八回通常国会に提出されましたが、審議未了となつたものでありまして、その内容は、領事館の設置、領事官の任命及び職務範圍、領事館の享有する特權免除、領事官及び領事館職員が享有する特權免除等を規定してあります。

本件は、七月二十七日日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聴取いたしました。審議の詳細は會議録により御了承をお願いいたします。

かくて、八月五日、本件について採決を行ないましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年七月二十八日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第三項中「第一号の三まで、第十七号から第十八号の三まで、」を「第一号の三までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画として決定されたものの用に供する地千の造成を主

たる目的とするものを除く。次条第二項において同じ。の實施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。次条第二項において同じ。）、前条第十七号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。次条第二項において同じ。）、前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの、前条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの、同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの、同条」に改める。

4 都市局においては、前条第五号から第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、同条第五号の六から第五号の九までに規定する事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの、同条第六号から第七号までに規定する事務、同条第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に関するもの並びに同条第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するものをつかさどる。

7 住宅局においては、前条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務（都市局の

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号 建設省設置法の一部を改正する法律案

所掌に属するものを除く。）、同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四及び第二十三号に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、同条第二十三号の三及び第二十三号の四に規定する事務、同条第二十三号の五及び第二十三号の六に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、並びに同条第二十四号に規定する事務をつかさどる。

4 第四号の二第一項を次のように改める。

計画局に宅地部を、河川局に砂防部を置く。

第四号の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 宅地部においては、第三条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の實施、指導、助成及び監督に関するもの、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務、同条第十八号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務、同条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの、第三条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの並びに同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するものをつかさどる。

第五号の三第一項中「に」に関するもの並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに「及」を「及び業務に関するもの（計画局の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第六条中「建設研修所」を「建設大学校」に改める。

第九号の二（見出しを含む。）中「建設研修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十号第一項の表中	
中央建築士審議会	建設大臣の諮問に依りて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。
中央建築士審査会	一級建築士試験に關する事務をつかさどり、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）に基づく権限を行なうこと。
建築審議会	建設大臣の諮問に依りて建築及び建築士に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。
中央建築士審査会	一級建築士試験に關する事務をつかさどり、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）に基づく権限を行なうこと。

第十二条中第三号の二及び第四号を削り、第五号を第四号とする。

（建築士法の一部改正）
2 建築士法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第四項中「工事を実施させる」を「工事、維持その他の管理を行なわせる」に改める。

第十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を置かない。

第十九条中「三万五千七百二十人」を「三万五千七百十九人」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に依りて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることが出来る。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

（建築士審査会の組織）
第二十九号 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以上をもつて組織する。

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号

建設省設置法の一部を改正する法律案 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

九〇

2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ試験委員を置く。

3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができ。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

第三十一条第一項中「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

3 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書を削る。

附則第二十項中建設省設置法第四條第三項及び第七項並びに第四條の二第二項の改正規定を削る。

4 (首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案の一部改正)

る。

理由

宅地に関する行政の総合的かつ効率的な推進を図るため、計画局に宅地部を置くとともに、建築及び建築士に関する重要事項を調査審議させるため、本省の附屬機關として建築審議会を置き、その他建設研究所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、計画局に宅地部を新設すること、建設研究所を建設大学校に改めることなどであります。

本案は、七月二十八日本委員会に付託、七月三十一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、八月六日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 昭和三十九年七月二十三日 内閣總理大臣 佐藤 榮作

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行の日における基準外為替相場で換算した本邦通貨の金額が八百十億円又は三百八十三億七千六百万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指定する日(以下「指定日」という。)において、この法律の施行の日現在において所有する金地金及び金貨のうち大蔵大臣の指定するもの(以下「指定金地金等」という。)につき、金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)第四條に規定する価格を基礎として大蔵大臣の定めるところにより評価し、その評価額により当該指定金地金等の帳簿価額を改定するものとする。

3 日本銀行は、指定金地金等の前項の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額を、指定日から一月以内に、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十九條に規定する剰余金に含まれないものとする。

4 政府は、昭和四十年年度において、百六十一億五千六百万円を限り外國為替資金の金額を一般会計に繰り入れることができる。

5 政府は、第三項の規定により日本銀行が国庫に納付した金額及び前項の規定により一般会計に繰り入れた金額に相当する金額を、改正後の國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二條第三項の規定により基金及び銀行に対して行なう出資並びに当該出資に伴い必要とされる費用の財源に充てるものとする。

6 第二項の規定により日本銀行が改定した指定金地金等の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十五條第一項の規定にかかわらず、同法の規定によるその改定した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第二項の規定により日本銀行が指定金地金等の帳簿価額を改定した場合には、法人税法の規定によるその改定した日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算については、日本銀行が当該指定金地金等を、同日において、その改定前の帳簿価額に前項の規定により同項に規定する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を加算した金額に相当する金額により取得したものとする。

8 第三項の規定により日本銀行が国庫に納付する金額は、法人税法の規定によるその納付する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

理由

国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるのに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 たいだいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の増資に際して、基金または銀行に対し、それぞれ二億二千五百万ドルまたは一億六千六十万ドルの追加出資をすることができるとする規定を設けずると同時に、金及び現金で払い込みを必要とする分のための財源に充てるため、日本銀行所有の金地金等のうち、大蔵大臣の指定するものについて日本銀行に再評価させ、これによって生ずる再評価差益約五十三億七千九百万円を全額国庫に納付せるとともに、外国為替資金の一部百六十一億五千六百万円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしようとするものであります。

本案につきましては、慎重に審査の後、昨六

日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、武蔵委員は日本社会党を代表して、また、竹本委員は民主社会党を代表して、それぞれ本案に対し反対の討論をいたされました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	石井光次郎君
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	中村 梅吉君
厚生大臣	鈴木 善幸君
農林大臣	坂田 英一君
通商産業大臣	三木 武夫君
運輸大臣	中村 寅太君
郵政大臣	那 祐一君
労働大臣	小川 久雄君
建設大臣	瀬戸山三男君
自治大臣	永山 忠則君
国務大臣	上原 正吉君
国務大臣	福田 篤泰君
国務大臣	藤山愛一郎君
国務大臣	松野 頼三君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る三日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十九回内閣府委員に任命することを承認した。

文部省初等中等教育局長 齋藤 正

文部省管理局長 天城 勲

(政府委員任命)

文化財保護委員会事務局長 村山 松雄

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、三日議長において承認した齋藤正外二名を同日第四十九回内閣府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

第四十七回国会衆議院において採択された諸願の処理経過

(要求書受領)

一、今七日、内閣から、海外移住審議会委員に参議院議員青柳秀夫君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、売春対策審議会委員に本院議員松山千恵子君、参議院議員柏原ヤス君及び同田中寿美君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、在外財産問題審議会委員に参議院議員青木一男君及び同大和与一君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、蚕糸業振興審議会委員に本院議員小淵恵三君、参議院議員鈴木強君及び

同八木一郎君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、畜産物価格審議会委員に本院議員伊東正義君及び参議院議員温水三郎君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今七日、内閣から、甘味資源審議会委員に参議院議員谷口慶吉君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る三日、内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 岩動 道行君(理事荒松清十郎君去る三日理事辞任につきその補欠)

一、去る四日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中 正巳君(理事井村重雄君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

一、去る四日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 丹羽喬四郎君(理事正啓次郎君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 八木 徹雄君(理事稻葉修君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 丹羽喬四郎君(理事正啓次郎君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 八木 徹雄君(理事稻葉修君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 丹羽喬四郎君(理事正啓次郎君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 八木 徹雄君(理事稻葉修君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 丹羽喬四郎君(理事正啓次郎君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

決算委員会

理事 押谷 富三君(理事瀬戸山三男君去る六月三日委員辞任につきその補欠)

欠)

理事 白濱 仁吉君(理事福井勇君去る六月八日委員辞任につきその補欠)

理事 原 健三郎君(理事田村元君去る七月三十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

外務委員

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

予算委員

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

外務委員

大蔵委員

予算委員

古井 喜實君 永井勝次郎君
横路 節雄君 西岡 武夫君
藤田 高敏君 武藤 山治君
一、昨六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

稲葉 修君 川崎 秀二君
奥野 誠亮君 小山 省二君

文教委員

川崎 寛治君 横路 節雄君

社会労働委員

伊藤よし子君 永井勝次郎君

農林水産委員

中川 一郎君 一萬田尚登君

通信委員

服部 安司君 大平 正芳君

建設委員

篠田 弘作君 中嶋 英夫君
山手 満男君 小川 三男君

予算委員

大平 正芳君 奥野 誠亮君
小山 省二君 永井勝次郎君

横路 節雄君 稲葉 修君
川崎 秀二君 服部 安司君

伊藤よし子君 川崎 寛治君

決算委員

一萬田尚登君 山手 満男君
篠田 弘作君 中川 一郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

外務委員

一、去る四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

川崎 秀二君 稲葉 修君

予算委員

小山 省二君 奥野 誠亮君

橋本龍太郎君

一、去る五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

横路 節雄君 長谷川正三君

外務委員

登坂重次郎君 奥野 誠亮君
石野 久男君 愛知 揆一君
濱野 清吾君 西村 関一君

大蔵委員

古井 喜實君 永井勝次郎君
西岡 武夫君 藤田 高敏君

予算委員

西岡 武夫君 藤田 高敏君
武藤 山治君 古井 喜實君
永井勝次郎君 横路 節雄君

一、昨六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

小山 省二君 奥野 誠亮君
川崎 秀二君 稲葉 修君

文教委員

横路 節雄君 川崎 寛治君

社会労働委員

永井勝次郎君 伊藤よし子君

農林水産委員

一萬田尚登君 中川 一郎君

通信委員

大平 正芳君 服部 安司君

建設委員

山手 満男君 小川 三男君
篠田 弘作君 中嶋 英夫君

予算委員

服部 安司君 川崎 秀二君
稲葉 修君 伊藤よし子君
川崎 寛治君 小山 省二君

奥野 誠亮君 大平 正芳君
永井勝次郎君 横路 節雄君

決算委員

中川 一郎君 篠田 弘作君
山手 満男君 一萬田尚登君

(特別委員辞任)

一、去る三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

藤本 孝雄君 大原 亨君
奥野 誠亮君 卜部 政巳君
川俣 清吾君 川村 義義君

一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

体育振興に関する特別委員

佐藤洋之助君 八木 徹雄君
藤尾 正行君 毛利 松平君

一、昨六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員

吉川 兼光君 山下 榮二君

(特別委員補欠選任)

一、去る三日、議長において、次の通り特別委員

の補欠を指名した。

災害対策特別委員

湊 徹郎君

泊谷 裕夫君

藤本 幸雄君

岡本 隆一君

西宮 弘君

中村 重光君

吉村 吉雄君

一、去る五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

体育振興に関する特別委員

毛利 松平君

藤尾 正行君

八木 徹雄君

佐藤洋之助君

一、昨六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

山下 榮二君

吉川 兼光君

(議案提出)

一、去る三日、議員から提出した議案は次の通りである。

ベトナム問題の平和的解決に関する決議案(山本幸一君外三名提出)

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

大蔵委員会 付託

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年八月四日

社会労働委員長 松澤 雄蔵

衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年八月四日

運輸委員長 長谷川 峻

衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年八月四日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求

求に対し、議長は昨六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、学術研究及び宗教に関する事項

五、国際文化交流に関する事項

六、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年八月六日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土計画に関する事項

二、地方計画に関する事項

三、都市計画に関する事項

四、河川に関する事項

五、道路に関する事項

六、住宅に関する事項

七、建築に関する事項

八、建設行政の基本施策に関する事項
二、調査の目的
建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和四十年八月六日

建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和四十年八月六日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

(質問書提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。
エネルギー政策に関する質問主意書(鈴木一君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。
中小企業に対する官公庁の需要発注に関する質問主意書(田中武夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員春日一幸君提出山一証券等に対する日本銀行の特別融資等に関する質問に対する答弁書

山一証券等に対する日本銀行の特別融資等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和四十年七月二十六日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 船田 中殿

山一証券等に対する日本銀行の特別融資等に関する質問主意書

日本銀行は、去る五月二十八日夜、日本銀行法第二十五条を発動し、大蔵大臣の認可を受け、運用預りの解約増で資金繰りに苦しむ証券界に対し、関係主要銀行を通じて事実上無担保の特別融資を行なうという画期的措置を決定し、それ以来

これに基づき山一証券等に対し巨額の救済融資を行なっている。

一、日本銀行の山一証券等に対する特別融資は、山一証券等が振り出した単名手形の八掛相当額については無担保であるため、これに伴うリスクが問題であるが、もし将来回収不能となつた場合に損失帰属の最終責任は何人がこれを負担することとなるものであるか。大正十二年の震災手形特許並びに昭和二年の金融恐慌特許の例に徴するときは、当然政府が損失補償の責任を負うべきものとなるように考えられるがどうか。

二、山一証券等の再建の成否いかんによつては、日本銀行の特別融資には巨額の損失を生ずることとなるおそれがあるが、このような最終的には政府の責任となるリスクを伴うおそれがある日本銀行の特別融資について、大蔵大臣が日本銀行法第二十五条に基づいて認可を与えたことは、財政法上国庫債務負担行為に関する第十五条の規定に抵触するおそれがあると考えられるがどうか。少なくとも財政法の精神に違反するおそれなしとしないと思はれるがどうか。

三、七月二十一日の大蔵委員会における宇佐美日銀總裁の参考人としての陳述によれば特別融資に伴う損失処理については、政府と日本銀行との間に話し合いがあるとのことであるが、その話し合いの内容を明確に示されたい。また、右特別融資に関する日本銀行の認可申請書並びにこれに対する大蔵大臣の認可書の内容をそれぞれ提示せられたい。

四、山一証券等に対する特別融資は、信用不安の防止と信用制度の保持という大義名分に基づくものであるとはいふものの、同時に特定の証券会社に関する救済措置であることも否定できない。この意味において、これは自由主義経済の自己責任原則を無視し、かつ、憲法第十四条の国民平等の原則をじゅうりんする異例の措置であり、このことが他の企業並びに社会人心に及ぼす悪影響にはなほはだしいものがあると考えられるがどうか。

五、現下の深刻な不況は、企業の優勝劣敗と弱肉強食を誘発し、そのため経済的弱者である中小企業の倒産を続出させている。

政府は、中小企業の経営難を救済する一助として、日本銀行と協議し、この際昭和二十三年、四年当時実施された日銀中小企業別々融資制度を復活し、これを現状に即するよう改善して中小企業金融を強化すべきものと考えられるがどうか。

右質問する。

昭和四十年八月三日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出山一証券等に対する日本銀行の特別融資等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員春日一幸君提出の山一証券等に対する日本銀行の特別融資等に関する質問に対する答弁書

山一証券等に対する日本銀行の特別融資は、山一証券等の再建を前提として実施されている

止と信用制度の保持という大義名分に基づくものであるとはいふものの、同時に特定の証券会社に関する救済措置であることも否定できない。この意味において、これは自由主義経済の自己責任原則を無視し、かつ、憲法第十四条の国民平等の原則をじゅうりんする異例の措置であり、このことが他の企業並びに社会人心に及ぼす悪影響にはなほはだしいものがあると考えられるがどうか。

現下の深刻な不況は、企業の優勝劣敗と弱肉強食を誘発し、そのため経済的弱者である中小企業の倒産を続出させている。

政府は、中小企業の経営難を救済する一助として、日本銀行と協議し、この際昭和二十三年、四年当時実施された日銀中小企業別々融資制度を復活し、これを現状に即するよう改善して中小企業金融を強化すべきものと考えられるがどうか。

右質問する。

ものであるが、万一貸倒損失が生じたような場合の損失は、今回の措置が、証券市場の混乱を未然に防止することによって信用制度全体の秩序を保持するという日本銀行の任務の一つとして同行が行なっているものである点にかんがみ、直接的には日本銀行の負担とすることが適当である。

また、日本銀行条例時代に実施された日本銀行の特別融資については、特別の法律が制定され、かつ、その融資について生じた損失は、政府が補償すべき旨の規定が設けられていた事例が見受けられるのであるが、これは、当時の日本銀行が全額民間出資の株式会社組織であったことや、現行日本銀行法第二十五条のような規定が設けられていなかったこと等の理由によるものであつて、より一層公共性を帯びている現行法のもとでは、事情が異なるものである。

二 今回の特別融資にかかる損失は、一のとおり、直接的には日本銀行が負担するものであつて、政府の財政負担となるものではないから、この特別融資に対する大蔵大臣の認可は、財政法第十五条の規定に抵触するものではなく、また同法の精神に違反するものでもない。

三 政府と日本銀行との間の話合いの内容は、この特別融資について万一損失が生ずるような場合に備えて、日本銀行において、特別に貸倒準備金を積み立てる措置をとるといふものである。

また、山一証券への特別融資が実施されるにあつては、日本銀行から大蔵大臣に対して、「山一証券が運用預り有価証券の払戻しに応ずるなどのために必要となる資金を、富士銀行はか二行を通じて、長期にわたり、かつ、担保適格

性を欠く山一証券振出手形を担保として融資することにつき、日本銀行法第二十五条に基づいて認可申請する。旨の申出があり、これに対して大蔵大臣は、「申請のとおり認可する。」旨の回答を行なっている。

四 今回の措置は、証券市場の不安動揺の拡大を防止することによって、信用制度全体の維持安定を図ることを目的としたものであつて、あくまでも、特定の企業に対する救済措置としてとられたものではない。

五 政府としては、中小企業に対する金融の円滑化については、常に特段の努力を重ねてきており、今後も一層貸出金利の引下げ等の施策を推進していく所存である。しかし、主意書の中で指摘されている日本銀行の中小企業別枠融資制度は、当時、中小企業金融機関が十分に育成されていないという状況を背景として実施され、また、高率適用を免除するという点に意味があつたのであるが、今日では、中小企業に対する金融機関は、政府関係金融機関を含めて相当程度整備されてきており、また、高率適用制度も廃止され、公定歩合も相当引き下げられてきている。従つて、この制度を復活実施しても、積極的な意味をもつものとは考えられず、かつ、實際的にもあまり効果を期待し得るものとは思われない。

右答弁する。

昭和四十年年度一般会計補正予算(第一号)に関する報告書

本補正予算の要旨

本補正予算は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対して追加出資を行なうために必要な予算措置を講じたもので、その財源としては、

日本銀行からの特別納付金の受入れ及び外国為替資金からの受入れによることとしている。

本補正の結果、昭和四十年年度一般会計予算は次の通りとなる。

(単位千円)

歳 出		歳 入	
当 初	三、六五八、〇八〇、三一八	三、六五八、〇八〇、三一八	
追 加	二、五三四、九四七	二、五三四、九四七	
計	三、六七九、六一五、二六五	三、六七九、六一五、二六五	
本補正予算の概略は次の通りである。			
歳 出			
国際通貨基金及び国際復興開発銀行出資諸費			
当 初	〇	追 加	二、五三四、九四七
		計	二、五三四、九四七

(単位千円)

「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律」の規定に基づき、国際通貨基金に対し二億二千五百万ドル(既出資額五億ドル)、国際復興開発銀行に対し一億六千六十万ドル(既出資額六億六千六十万ドル)の追加出資を行なうために必要な経費である(国債による払込み分を除く)。

(単位千円)

1 国際通貨基金関係	二、一六、六四八
(1) 出資用金地金購入入費	二〇、二五〇、〇〇〇
(2) 出資用金地金購入手数料等	五六、六四八
(3) 出資金(円貨払込分)	八一〇、〇〇〇
2 国際復興開発銀行関係	四一八、二九九
(1) 出資金(米貨払込分)	三八三、七六〇
(2) 出資金(円貨払込分)	三四、五三九
計	二、五三四、九四七
(単位千円)	

歳入

当 初

追 加

計

雑収入	九四、三六九、四五一	二、五三四、九四七	一一五、九〇四、三九八
追加額の内訳は、次の通りである。			
1 納付金			(単位千円)
日本銀行特別納付金			五、三七九、一五二
2 諸収入			
外国為替資金受入			一六、一五五、七九五
計			二一、五三四、九四七

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号 議案に関する報告書

九六

「國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律」の規定に基づいて、日本銀行から納付される特別納付金（日本銀行所有の金地金及び金貨の標準価格の改定により生ずる再評価差額相当額）の受入見込額と外國為替資金の受入見込額である。

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた理由に基づき、かつ当面必要な経費についての補正措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年八月七日

予算委員長 青木 正

衆議院議長 船田 中殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における会社規模の拡大にともない、会社の株式保有及び役員兼任の制限に関する規定を整備するとともに、公正取引委員会事務局の機構の拡充を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式所有報告書の提出義務を有する事業会社の総資産を、一億円をこえるものから五億円をこえるものに改める。

2 役員兼任について届出義務を有する会社の総資産を、一億円をこえるときから五億円をこえるときに改める。

3 公正取引委員会事務局の地方支分部局とし

て、仙台地方事務所を新設する。

4 公正取引委員会事務局の定員を現在の二六六人から一一人増員して二七七人に改める。

5 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、会社の株式保有及び役員兼任の制限に関する規定を整備するとともに、公正取引委員会事務局の機構を拡充するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算（公正取引委員会所管）に一般事務処理費のうち増員分として五百二十五万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年八月五日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本委員会は、最近の経済情勢における公正取引委員会の重要性にかんがみ、過去再三にわたりその機構の拡充について、附帯決議を行なってきたが、なお依然として十分ではなく、今回の改正もまた若干の拡充にとどまっている。

この際政府は、公正取引委員会の機構を抜本的に拡充強化するため、特段の措置を講ずべきである。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、わが国と連合王国との間に領事に関する事項を規定する条約を締結するため、昭和三十七年八月以来同国政府と交渉を行なってきた結果、最終的合意に達したので、昭和三十九年五月四日東京において本条約に署名した。

本条約は、本文四十一箇条からなり、これに条約と不可分の署名議定書が附属しているが、その内容は、領事館の設置、領事官の任命手続、派遣国が接受国において領事館について享有する特権免除、領事官及び領事館職員が接受国において享有する特権免除について規定し、また、自国民の保護、遺産及び船舶等に関する領事官の職務の内容について規定している。

なお、本条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続し、この五年の期間の満了の十二箇月前までに一方の締約国が地方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告しない限り、五年の期間の満了後も、終了の意思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続することになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

領事官の職務、特権等について具体的に取組みた本条約を締結することは、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年八月五日

外務委員長 安藤 覺

衆議院議長 船田 中殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 最近における宅地需給の不均衡が国民の生活に圧迫し、健全な市街地形成の障害となつて現状にかんがみ、宅地政策を強力に推進するため、計画局に宅地部を新設し、宅地に関する事務を統一的に行なわせることとする。

2 中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処するため、中部地方建設局にも用地部を設置する。

3 国、地方公共団体等を通じて、建設関係職員の養成訓練を積極的に推進するため、建設研究所を建設大学校に改める。

4 最近における建築技術、建築生産等建築全般の発展に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、建設大臣の諮問に応じて、建築一般及び建築士に関する重要事項を調査審議する機関として建築審議会を設置することとし、これに伴い現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員を改組、統合し、中央建築士審査会を設置する。

5 公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることとする。

6 建設関係在外公館駐在員を一人増加することに伴い、その要員を外務省に移し替えるため、建設省の定員を一人減員して、三五、七一九人とする。

なお、施行期日は公布の日としている。ただし、定員に関する改正規定は昭和四十年十月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、建設行政の適正かつ合理的な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三十三万五千円が昭和四十年一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十年八月六日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の両機関において増資の決議が成立したので、この増資に應ずるため、わが国の追加出資についての規定を設けるとともに、その出資に必要な財源を確保するための措置を講じようとするもので、主なる内容は次の通りである。

(一) 政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ二億二千五百万ドル又は一億六百万ドルの追加出資をすることができることとする。こ

の結果、出資額合計は基金七億二千五百万ドル、銀行七億七千二百六十万ドルとなる。

(二) 日本銀行は、同行が所有する金地金等のうち大蔵大臣が指定するものについて、金管理法第四条の規定に基づく価格すなわち一グラム当たり四百五十五円を基礎として評価替えし、この評価替により生じた益金五十三億七千九百万円を国庫に納付するものとする。

(三) 政府は、外国為替資金の金額の一部百六十一億五千六百万円を一般会計に繰り入れることができることとする。

(四) 政府は、前記の日本銀行納付金及び一般会計への繰入金基金及び銀行に対して行なう出資並びに当該出資に伴い必要とされる費用の財源に充てるものとする。

二 議案の可決理由

追加出資に應ずることは、国際流動性の強化等に寄与し、わが国自身の外貨準備をも補強できることとなるので、有効適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

(千円)

(一) 国際通貨基金関係 二一、一六、六四八

出資用金地金購入費

二〇、二五〇、〇〇〇

出資用金地金購入手数料等

五六、六四八

出資金（円貨払込分）

八一〇、〇〇〇

(二) 国際復興開発銀行関係

四一八、二九九

出資金（米貨払込分）

三八三、七六〇

出資金（円貨払込分）

三四、五三九

計

二一、五三四、九四七

合計二百十五億三千四百九十四万七千円が昭和

四十年一般会計補正予算（第1号）に計上されている。

右報告する。

昭和四十年八月六日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

衆議院会議録第四号中正誤

（一）段行 誤

四三 わざわざ

四三 詰め込み

四二 社会党は

四二 派遣

六一 購じ

六一 購じ

六一 購じ

六一 購じ

六一 購じ

正

わざわざ

詰め込み

社会党を

派遣

購じ

本年

米国

ある程度

衷心

艇を

昭和四十年八月七日 衆議院會議録第五号

九八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし厚紙紙は三十円)
(郵送料共)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(一)